

平成 24 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 24 年 9 月 12 日（水曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

市民経済部副理事(兼)税務課長 郷家 栄一

商工観光課長 菊田 忠雄

会計管理者 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

○議長（板橋惠一）

おはようございます。

今定例会は長いですから、暑さも続いておりますので、自己管理に、体調のほう十二分に留意していただいて、この定例会の長丁場を乗り切っていただきたいと思います。きょうから慎重審議をどうぞよろしく願います。

これより平成 24 年第 3 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において戸津川晴美議員及び江口正夫議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

5 番伏谷修一議員から、本日の本会議に遅れる旨の連絡がありました。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 27 日までの 16 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 16 日間と決定いたしました。

日程第 3 行政の報告

○議長（板橋恵一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。市長

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 3 回定例会が開催されるに当たり、日ごろからの市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、専決処分 1 件、人事 3 件、条例 6 件、決算認定 2 件、報告 2 件、補正予算 6 件、その他 1 件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第2回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営担当関係ですが、平成19年に締結した東北学院大学と多賀城市との連携協力に関する協定書について、7月4日、連携協力する分野へ新たに災害時の連携協力を加えた変更協定を締結するとともに、災害時の連携協力方法等を具体的に定めた災害時における施設使用及び学生ボランティア派遣協力に関する協定を締結しました。

次に、政策秘書担当関係ですが、8月2日、大代地区公民館前において、「とうほくこよみのよぶね@多賀城」が開催されました。このイベントは、古田岐阜県知事の計らいで東日本大震災復興支援として東北各地で催され、その集大成として本市での開催となったものです。3・11をかたどった数字のあんどんを貞山運河に浮かべ、1,000人も参加者とともに鎮魂と復興への祈りを込めて、あんどんに灯をともしました。

次に、震災復興推進局関係ですが、東日本大震災復興特別区域法に基づき、農業の収益性や付加価値の向上と先端農業による雇用創出を目指し、農業の法人化と関連企業の立地を促進する課税の特例措置を講ずるため、宮城県及び県内11市町と共同で農業版の復興推進計画を作成し、7月23日に内閣総理大臣に提出しました。復興交付金につきましては、既に交付を受けている事業分に加え、8月24日に津波復興拠点整備基礎調査検討事業外1事業について約5,000万円の内示を受けました。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、訴訟事務関係につきましては、多賀城駅北開発株式会社に係る公金違法支出損害賠償請求事件の控訴審について、8月29日に仙台高等裁判所から原告の請求を棄却する判決が言い渡されました。

また、学校法人高橋学園に対する不当利得金（清算金）返還請求事件につきましては、6月29日に仙台地方裁判所から判決が言い渡され、本市の請求がおおむね認められました。本件につきましては、高等裁判所への控訴手続が行われなかったため、今回の判決をもって確定いたしました。

次に、災害復旧に係る地方自治法に基づく他自治体からの職員派遣につきましては、7月から3名ふえ、現在、全国27自治体から32名の派遣をいただいております。

また、情報化関係につきましては、東日本大震災発生時に行った被災者からの相談内容の記録管理等に使用した被災者管理システムの構築運用や職員に対する災害対策本部決定事項のメール配信などの取り組み課題が注目され、全国の各種団体からの依頼に基づき、震災時における情報化部門の役割についての講演を8月末日までに東京都において10回実施しました。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、被災自治会・町内会再生事業では、8月1日付で2名の地域支援員を採用しました。8月中は支援員業務に必要な知識等に係る研修を積み、9月から地域住民との対話を開始したところです。今後は、地域住民との対話を通して地域の課題を明らかにし、話し合いの場の設定等により地域にお住まいの方同士、地域と行政、地域と外部支援団体をつなぎ、津波被害を受けた地域の自治会、町内会活動の再生を支援することとしております。

8月28日、多賀城工場地帯連絡協議会との市政懇談会が開催され、今後の防災対策などについて懇談を行いました。この市政懇談会は、仙塩工場多賀城地区連絡協議会が多賀城工場地帯連絡協議会として発足後初めて行ったもので、協議会の会員36社から54名が参加しました。

次に、管財課関係ですが、平成23年度に完成した87件の建設工事の中から特に優良な5件の工事を優良建設工事選定委員会において選定し、8月7日に表彰式を行いました。

次に、職員による交通事故の未然防止と安全運転に対する意識向上のため、7月20日と26日に、非常勤職員を含む市職員を対象として、交通安全講習会及び交通事故処理に関する研修会を開催しました。

また、来庁者の利便性の向上と市有財産の有効活用を図るため、庁舎1階に広報つき庁舎等案内板を設置することとし、設置事業者をプロポーザル方式で公募しました。選定委員会での審査の結果、1社を選定し、契約を締結しました。設置及び運用開始は11月を予定しております。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全関係につきましては、8月25日に交通死亡事故ゼロ500日を初めて達成し、8月27日に宮城県知事及び県警本部長から褒状が授与されました。また、交通安全母の会を中心に各地区の行事などで啓発品を配布し、飲酒、無謀運転根絶の呼びかけを行いました。

防犯関係につきましては、自転車盗難抑止対策の一環として、6月27日に駅前駐輪場クリーンアップ大作戦を実施し、防犯協会連合会、JR多賀城駅、塩釜警察署の協力のもと、市内計152台の放置自転車を撤去いたしました。また、8月22日には市内一斉防犯パトロールを実施しました。防犯協会連合会、青少年補導員及び塩釜警察署の協力のもとパトロールを行ったほか、啓発用チラシを配布し、自転車等の盗難防止を呼びかけました。

次に、消防関係につきましては、8月26日に塩釜地区消防団連合演習が塩竈市立杉の入小学校を会場として開催され、本市からは消防団幹部及び消防団第5分団から第8分団までの団員が参加し、ポンプ操法等の演習を行いました。

防災関係につきましては、東日本大震災での教訓を踏まえ、遠方の自治体との相互支援の必要性が再認識されたことから、災害支援協定の締結を積極的に進めております。新たに東京都国分寺市と締結したほか、民間事業者では、津波避難ビルとして7施設と協定を締結しております。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、今後の復興に向けて、多賀城市民のつながり、きずなを育む歌として地域活動等に活用していただくため、市民歌CDを作製し、各地区に配布いたしました。

次に、災害廃棄物処理関係ですが、本市の災害廃棄物の受け入れのため、山形県東根市、天童市、村山市及び河北町で構成する東根市外二市一町共立衛生処理組合が試験焼却を8月26日に実施しております。同様に、栃木県においても、本市の災害廃棄物の受け入れに向けて地元住民への説明会を8月6日から8日に開催し、おおむねの理解が得られたとのことです。今後、試験焼却を経て、受け入れる可否を決定されることになっております。また、宮城県において進めている災害廃棄物の処理業務のうち、本市を含む2市1町を対象とした宮城東部ブロックでは、廃木材を焼却する仮設焼却炉が完成し、7月14日に火入れ式が開催され、試験焼却が始まっています。

次に、市民課関係ですが、7月9日に外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の改正が行われたことにより、外国人登録をしていた265名の外国人住民について、住民基本台帳に記録しました。

次に、税務課関係ですが、納期限を2カ月延長していた平成24年度の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税につきまして、7月6日に固定資産税・都市計画税1万8,968通、軽自動車税1万1,944通の納税通知書を発送いたしました。

次に、農政課関係ですが、本年産の米の生産調整につきましては、7月の現地調査の結果、本市関係の水田面積356.7ヘクタールのうち96.9ヘクタールが転作水田となりました。なお、東日本大震災による津波被害水田69ヘクタールについては、昨年度中に全ての復旧を完了し、本年作付を実施しております。作付した稲の生育状況は、津波被害を受けなかった水田と変わりありません。また、宮城県では、本年産の米の放射性物質検査方針をまとめ、市町村ごとに検査結果が判明するまでの出荷自粛を要請しており、本市では市内4カ所でJA仙台と連携して検査を実施いたします。

次に、商工観光課関係ですが、7月27日に宮城県及び宮城県内市町村の合同により開催しました宮城県企業立地セミナーin Nagoyaにおいて、参加した一般企業等219社、361名に本市の復興状況を説明し、良好な投資環境であることをPRしました。

JR仙石線多賀城駅前に活気とにぎわいを創出するため昨年度から始まった地場産品出店事業月の市につきましては、6月17日に多賀城月の市「こども元気祭り」、8月24日、25日に多賀城月の市「にぎわい祭り」が開催されました。こども元気祭りには25店舗の出店と約5,000名の来場が、にぎわい祭りには27店舗の出店と1万2,000名の来場がありました。

また、8月31日に2市4町の合同事業として、退職者の再就職支援を目的に、キャリアライフセミナーを利府町役場で開催し、25名の参加がありました。

次に、観光関係についてですが、平成22年度から友好都市である天童市の出羽桜酒造において製造しておりました、多賀城市産の米を使用した日本酒「多賀城桜」がことしも完成し、今年度リニューアルした古代米酒「おもわく姫」とともに、6月中旬から市内酒販店で販売されております。

あやめまつりにつきましては、今年度も中止となりましたが、アヤメの開花時期に合わせて6月15日から7月14日までの1カ月間、来園される方々の利便性を図るため、あやめ園南側の駐車場を整備、開放し、また園内北側に水洗式の仮設トイレを設置しました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、ことしで62回目となる社会を明るくする運動につきましては、7月1日から同月31日までの強化月間中、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りを助け、全ての人が幸せに暮らせる安全・安心な社会を実現するために、社会を明るくする運動多賀城市推進委員会による啓発活動が展開されました。また、保護司による児童・生徒の心配事相談所が開設されたほか、市内5カ所において地区懇談会が開催されました。

次に、生活再建支援室関係ですが、7月24日、多賀城市社協復興支えあいセンターの総合拠点が社会福祉センターから城南仮設住宅に移転しました。巡回拠点を山王仮設住宅及び多賀城公園野球場応急仮設住宅に構え、在宅も含めた被災者全体に係る支援事業として、巡回訪問、地域サロン、見守り活動、復興イベント実施、生活支援、ボランティア受け入れ調整等を展開しております。

また、東日本大震災災害義援金における市独自の第4次配分といたしまして、住宅に被害を受け、震災前に通学していた市立小中学校の通学区域外にある仮設住宅等から通学し、通学距離が4キロメートルを超える児童17名に対し、1人につき最大で10万円を支給しております。

次に、こども福祉課関係ですが、要保護児童対策につきましては、6月27日、市内小中学校の生徒指導担当教職員を対象に虐待防止に関する研修会を開催したほか、同月29日に第二中学校を会場に開催された少年の主張多賀城市大会で啓発活動を実施しました。

子育て支援関係につきましては、7月30日、子育てに役立つ情報誌の作成について、民間企業と協定書を締結し、年度内の完成を目指して作成作業を進めております。

保育関係につきましては、市独自で行う給食の放射性物質検査を8月1日から開始し、その結果を公表していますが、現在まで基準を超える放射性物質は検出されておられません。

次に、健康課関係ですが、6月7日から7月14日まで実施しました特定健康審査、胃がん検診などの各種検診につきましては、延べ1万8,241名が受診しました。昨年度と比較しますと、受診者数は1,733名増加しています。

住宅が半壊以上となった被災者に対する被災者健康支援プロジェクト事業における健康確認業務につきましては、6月下旬から委託業者による訪問を開始しました。8月末日現在で、対象世帯4,208世帯中1,588世帯を訪問しております。

9月1日から定期接種のポリオワクチンの種類が生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに変わりました。これに伴い接種方法などが変更となったことから、8月24日に対象者983名に対して通知書を発送しました。

次に、介護福祉課関係ですが、平成24年度の東日本大震災による介護保険料減免対象者数は3,231名となっており、また介護サービス利用料一部負担免除証明書を交付している対象者は、8月末日現在で640名となっております。なお、介護保険料の減免につきましては9月末日をもって終了いたしますが、介護サービス利用料の一部負担金免除につきましては10月以降も引き続き実施いたします。

次に、国保年金課関係ですが、国民健康保険につきましては、被災した被保険者に対する一部負担金免除証明書を交付している対象者は、8月末日現在で4,959名となっております。また、平成24年度の国民健康保険税納税通知書を7月17日に9,382世帯に発送しております。そのうち東日本大震災による減免対象世帯は2,771世帯となっております。

後期高齢者医療制度につきましても、被災した被保険者で一部負担金免除証明書を交付している対象者は8月末日現在で1,822名となっております。また、後期高齢者医療保険料通知書につきましては7月17日に5,502名に発送しており、そのうち減免対象者は1,505名となっております。

また、被災した被保険者に対する国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の減免につきましては9月末日をもって終了いたしますが、医療費の一部負担金免除につきましては、10月以降も引き続き実施いたします。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、桜木地区災害公営住宅整備事業につきましては、独立行政法人都市再生機構との業務実施契約を締結し、契約に基づき、敷地測量及び土地調査に着

手いたしました。また、基本設計の進捗に合わせながら、6月から8月にかけて市民との意見交換会を合計10回実施し、延べ254名の方が参加しました。

市営住宅の補欠募集を6月18日から同月25日まで行ったところ、88件の応募がありました。

一部損壊住宅補修工事費用補助金交付につきましては、平成23年11月から実施し、8月末日現在で505件の申請があり、4,539万円の補助金を交付しております。

宮内地区のまちづくりについては、5月14日から6月2日まで、持ち家地権者を対象とした個別相談会を実施し、48世帯が参加しました。また、6月23日と同月25日には、不在地権者を対象とした説明会を実施し、23名の地権者の方々が参加しました。これらの個別相談会、説明会において、土地区画整理事業に対する賛否を確認しておりますが、非常に高い割合で同意をいただいておりますので、復興交付金の活用を前提とした土地区画整理事業の実施について判断を行う予定です。

宅地かさ上げ等費用支援補助金につきましては、7月2日に施行し、8月末日現在で5件の申請があり、計500万円の補助金を交付する予定です。

次に、多賀城駅周辺整備課関係ですが、仙石線多賀城地区連続立体交差事業に係る高架下事業に関する協定につきましては、利用可能面積約9,540平米の15%相当部分、1,430平米に関する協議が整い、本市、宮城県及びJR東日本株式会社の3者で8月20日に協定を締結いたしました。また、15%相当分を除く利用については、まちづくりに配慮した高架下利用になるよう今後も3者で協議を進めてまいります。

次に、復興建設課関係ですが、避難路、物流路としての都市計画道路清水沢多賀城線及び都市計画道路笠神八幡線整備事業並びに八幡通り防災緑地公園整備事業につきましては、測量調査等に着手いたしました。

市単独工事につきましては、市道内手団地一号線外1線道路改良工事外3件の発注をいたしました。

次に、下水道課関係ですが、平成23年度に災害査定を受けた34件の災害復旧工事関係につきましては、8月末日現在で32件を発注しており、うち1件が完了しております。残り2件は9月末までに発注する予定です。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、学校教育課関係ですが、(仮称)第七小学校用地を災害公営住宅建設用地に転用するに当たり、7月5日に関係する市議会議員及び区長並びに関係小中学校のPTA会長、校長を対象に、8月9日及び9月2日には桜木地区住民の方々を対象に、(仮称)第七小学校の計画転換に至った経緯等について説明を行いました。

東北学院大学との連携協力事業の一環としてことしも開催した多賀城スコーレ(サマースクール)につきましては、5日間の延べ人数で、小学生が308名、中学生が302名、合計610名の参加がありました。

市内小中学校の通学路については、児童・生徒の登下校時における安全確保を図るため、文部科学省からの通知に基づき、7月25日、8月2日、8月7日の3日間において、学校、保護者、警察、道路管理者が合同で安全対策が必要な箇所の点検作業を行いました。この結果は宮城県教育委員会を通して文部科学省に報告いたしますが、今後、関係機関と連携して実効性のある対策を検討してまいります。

東京都国分寺市との災害時相互応援協定が締結された8月24日、同市内において開催された震災復興チャリティーコンサートに東豊中学校吹奏楽部22名が招待されました。国分寺市出身のピアニスト福岡洸太郎さんと共演したほか、市内にホームステイし、地元中学生との交流や都内観光を楽しみました。

学校給食センターの災害復旧工事については、7月の夏休みから着手し、今年度末の工事完了に向け、工事を進めております。

学校給食の放射性物質検査については、6月18日と7月3日に宮城県における学校給食用食材の放射能サンプル測定を受け、2回とも基準を超える放射性物質は検出されませんでした。

また、市独自で行う学校給食の1食分事前検査については、夏休み明けの2学期から実施しておりますが、現在まで基準を超える放射性物質は検出されておられません。

次に、生涯学習課関係ですが、東北学院大学との連携協力事業の一環として5月16日から7月4日までの8回にわたり実施した大学公開講座につきましては、52名が申し込み、延べ327名の参加がありました。なお、5回以上出席された42名の方々に対しては、修了証を交付しております。

大代地区公民館の災害復旧工事等が7月末に完了し、8月1日から図書館分室を含め全館会館いたしました。同月5日には再開記念セレモニーとして、地域サークルによる日本舞踊、東豊中学校生徒による演奏会、作品展示など、にぎやかに再開行事を行いました。

8月25日に「野田の玉川あんどんまつり」が開催され、約350名の参加がありました。水路沿いに100個の手づくりあんどんが並べられ、琴の演奏や和歌朗詠、琵琶の演奏、古代の横笛演奏などが行われました。

次に、文化財課関係ですが、本年度から開始した2市3町の連携事業として縄文土器づくりを実施し、34名が参加しました。七ヶ浜町歴史資料館を会場に、7月22日に土器をつくり、8月19日には土器を焼いて完成させました。

7月27日には市内小学校児童等が灯明皿づくりを行いました。作成した灯明皿は、埋蔵文化財調査センター常設展示室において展示する予定です。このほか今年度は、市内小中学校やPTA、地区子供会などのほか、仮設住宅居住者団体や老人クラブからもまが玉づくりなどの体験学習の要請を受け、史遊館の内外で実施しております。

8月7日から9日まで、東北工業大学小山准教授による陸上自衛隊多賀城駐屯地内に現存する多賀城海軍工廠建物の実測調査を実施しました。これは、県主体で組織する実行委員会が行う文化遺産活用活性化事業の一環として実施したものです。

昨年度から多賀城跡内における公有地活用の一環として、城南小学校と連携し、歴史的な食文化を実際に体験しながら学ぶ多賀城跡内歴史的食文化体験学習を実施しております。今年度も8月29日に、6年生全員でソバの種まきを行いました。

埋蔵文化財緊急発掘調査事業につきましては、発掘調査件数が8月末の時点で19件あり、そのうち12件が震災復旧関係となっております。

次に、上水道部について申し上げます。

水道管の老朽管解消及び耐震化の促進を図るため、配水管整備工事5件を発注いたしました。また、末の松山浄水場の岡田水源系テレメーター更新・電気計装設備改造工事を発注いたしました。

水道水の放射能測定については、本市の水源である宮城県仙南・仙塩広域水道（七ヶ宿ダム）、仙台分水（釜房ダム）は、宮城県企業局及び仙台市水道局において週 1 回の検査を行っており、不検出の報告を受けております。また、自己水源である岡田水源井は、月 1 回、検査を実施し、不検出を確認しております。なお、これらの結果についてはホームページに掲載しております。

次に、選挙管理委員会について申し上げます。

8 月 2 日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙は、定数 9 名に対し、立候補届け出者が 9 名のため、無投票となりました。

最後に、農業委員会事務局について申し上げます。

8 月 17 日付で、多賀城市農業委員会議会選出区分の委員 1 名から辞任の申し出があり、農業委員会等に関する法律第 16 条の規定に基づき、8 月 28 日開催の第 8 回多賀城市農業委員会総会において同意しました。これを受け、本市として 8 月 31 日付で退職の発令をいたしました。

以上、第 2 回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第 4 議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 4、議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは平成 24 年 6 月 20 日に多賀城市立城南小学校敷地内において発生した校舎のモルタル片剥落による車両損傷事故について、事故の相手方との和解並びに損害賠償の額の決定に当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては副教育長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、私のほうから議案第 68 号関係について御説明申し上げます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

専決処分書にございますとおり、7月27日に専決処分してございます。その内容について御説明申し上げます。ページ中段から、和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、内容ですが、市は、平成24年6月20日に多賀城市立城南小学校において発生した学校施設の管理上の瑕疵による車両損傷事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定するというものでございます。

和解の相手方は、1にございますが、この方は城南小学校の教員でございます。

次に、2の和解の内容でございますが、2の(1)にありますとおり、市は相手方に対し損害賠償金として9万2,222円を支払うということと、(2)にありますとおり、相手方と市の間には本件事故に関し(1)の損害賠償金のほか何ら債権、債務がないことを相互に確認するというものでございます。

次に、資料2の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料2の1ページでございますが、議案第68号関係資料、和解及び損害賠償の額の決定についてにより、事故の状況等について御説明いたします。

事故発生の日時ですが、平成24年6月20日水曜日、午前7時30分ごろから8時30分ごろまでの間でございます。これは、和解の相手方が7時30分ごろに学校に出勤し、所定の場所に車両を駐車した後、車両の損傷を確認したのが8時30分ごろであったことから、その間としているものでございます。

次に、2の事故の状況でございますが、城南小学校校舎4階北側の軒裏からモルタル片が剥落し、その下に駐車していた車両に衝突したものでございます。なお、剥落した箇所につきましては、校舎の1階部分にひさしがあったことから、剥落したモルタル片はひさし部分に衝突し、細かく砕けた破片が車両の屋根損傷する損害を与えたというものでございます。

次に、3の事故の原因でございますが、当該軒裏を確認しましたところ、鉄筋の腐食やコンクリートのひび割れが見られ、これによりモルタル片の剥落が生じたものでございます。

学校施設につきましては、毎月、目視による点検を実施しているものの、点検において見落としがあったものと推測されることから、本件事故は学校施設の管理上の瑕疵に起因して発生したものと認められるものでございます。

4の損害賠償の額は9万2,222円ですが、これは車両の修理費でございます。なお、この損害賠償金につきましては、全額保険のほうから補填されることになってございます。

次に、5の和解についてでございますが、相手方と本件事故について平成24年7月30日に示談が成立しております。

今回、専決処分させていただいているわけでございますが、相手方の和解についての内諾が得られた後に速やかに和解を成立させることが本件事故の早期解決につながると考えられたことから、今回和解及び損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をさせていただいたものでございます。

また、この案件につきましては、常日ごろ学校施設の管理につきましては万全を期すよう点検を行っていたところでございますが、日常の点検の中で見落としがあったことに起因

していると思われることから、この場をおかりしまして深くおわび申し上げるところでございます。

また、今回の事故を受けまして、学校施設のうち今回の城南小学校と同様の事故がまた発生することのないよう、校舎の軒裏にモルタル部がある学校につきまして、これは城南小学校のほか山王小学校が対象になりますけれども、その2つの学校につきましては夏休み中に緊急に点検、調査を行いまして、必要な箇所については補修を行っているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

この和解の案件、私も現場を確認させていただきました。そして、状況、原因については、ただいま副教育長が説明されたとおりに思います。そこで、問題なのは、7時40分ごろ所定の場所に駐車と副教育長のほうから説明がありました。これについて、本庁職員の駐車場はどうなっているのか、また学校職員の駐車場はどうなっているのか、説明を求めます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

学校職員の駐車場につきましては、城南小学校につきましては、ちょうど校舎の北側に所定の場所を設けて、学校の先生方がそれぞれ所定の場所に駐車するという形になってございます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

本庁の職員に関しましては、生協協の駐車場、それは職員親交会が職員に対してあっせんして貸しているということですが、そのほか市内の各所にそれぞれ個人が契約して駐車場を確保しているというような状況でございます。

○議長（板橋恵一）

7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

今、総務部長のほうから、本庁職員は職員親交会、また市内に各個人で駐車場、パーキングを借用していると。なぜ私が質問しているかという、たまたま富谷町議会のほうに視察に行ったとき、富谷町議会で職員の駐車問題で議論されたことを思い出したものでか

ら質問します。学校職員の駐車場は、多賀城市は全部多賀城の施設内に駐車させているのか、御回答をお願いします。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

学校職員の駐車のご関係でございますが、全部学校内なのかということについては、現在確認はしておりませんが、ほとんどの方は学校の敷地内にとめられているものと思っております。

○議長（板橋恵一）

金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

本庁の職員は個人で駐車場を借りている、また職員親交会で金を出し合って駐車場を運営しているんですね。学校職員は全部校舎の施設内に無料で入れている、そのように理解してよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

全員の方ということまで今正確に確認はしておりませんが、ほとんどの方は無料で学校の敷地内で駐車場をしているという状況でございます。

○議長（板橋恵一）

金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

教育長、今まで携わって、本庁職員は今説明したとおりやって、学校職員は学校の施設内に、要するに無料ですね、それで全部駐車してきた。この件について、教育長のほうから御答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

市職員のこともありますし、富谷のことについても話は伺っております。ただ、生徒指導等、教職員の教育活動の中で車を使うことが当然出てきます。それから、学校教育の他の機関との連携関係でも車を使うことがあるということで、そういうふうになってくると、全職員が等しく同じようにということではございませんが、そういう教育活動で実際に車を使うということが出てくることから、若干、市職員と違うことになっているというのが現状であります。

○議長（板橋恵一）

金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

今教育長のほうから、教育に携わるそれぞれの車両が、教育部門に公用車はあるわけでは、公用車がなくて私有車を使うというならあれですけども、それは学校の校長がちゃんと、あさってこれこれこういう授業で車両を使いますと許可した場合はいいですけども、私は、ちゃんと学校の先生の多方面に行くのは、やはり公の公用車で行くべきだと思います。今の教育長のやつで、私有車でどっちこっち行くというのは私は間違っていると思います。

それから、その答えと、次、この問題は教育関係で何も議論されていないんですか。先ほど富谷の事例もわかっていると言った以上は、そういうのを議論されてなくてこのような事案になったのか、もう一度答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

教職員の車については、私的な車をそのまま活用するというのではなくて、借り上げているというふうな、登録をさせております。全て。これは間違いございません。それで、必要に応じて教育活動の中で活用していくというふうになっております。

それから、議論といいますか、それは何も富谷のことについて多賀城市だけではないんですが、実際にそういう教育活動に活用していくということ、当然いろいろな、中体連とか、部活動も通して、教育活動が各般にわたりますので、そういうときに借り上げている各自の車を、登録している車を、活用するというふうにして現在いるわけでありまして。

○議長（板橋恵一）

金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

私から車で議論してもあれですから、提起します。これ議長にお願いですけども、多賀城において小中学校、今教育長が借り上げ、登録している車両、これは資料で求めます。なお、議題をしっかりと教育部内で協議していただきたい。これ、私の提起です。資料提供、お願いします。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今教育長の答弁で、借り上げをしていると。借り上げをしているという前提でお聞きしますが、今回の事故があった車両は借り上げ車両だったのかということを確認してください。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今、借上げの事実がどうなのかということ、手元にございませんで、後でお答え申し上げます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今、金野議員の質問に対して借上げと。借上げということになれば、駐車場において事故が発生した場合には過失の義務がある。しかし、借上げでない車であれば義務がないというふうにも解釈されるわけであります。専決処分をやったということであれば、その原因、出どころを明らかにしておくことは当然であり、この議会に専決処分の提案をしているにもかかわらず、その者が資料として持っていないということは、私は議会に対する軽視ではないかと。少なくとも議案提出したからには、それなりの証拠を持って議会で答弁すべきではないかと私は思います。そうでなければ、この議案が正当論なのか正当論でないのか判断に苦しむことになりますので、私は資料を持っていないということについて、まず厳重に注意をしておきます。そして、この議案審議において、それが明らかであるかどうかをきちっと精査するために、一時、議会を中断して、その資料をきちっと明確に答弁していただきたい。そうでなければ、この議案は進まないというふうに思いますので、議長の取り計らいをお願いします。

○議長（板橋恵一）

教育長、資料、何分くらいかかりますか。教育長。

○教育長（菊地昭吾）

すぐ出したいと思います。

○議長（板橋恵一）

では、暫時休憩といたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 24 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

1 つ訂正を申し上げます。借上げという言葉、これはかつてそういう時期もあったんですが、正確に言うと、現在は届け出をするということであります。これは校長に任意保険がどうなのかこうなのかという詳細を校長に届け出をして、多様な教育活動に活用する場合があるということでございます。

なお、教育委員会の車の駐車ということですが、各学校の敷地内に車を駐車する、これについては、先ほども申し上げましたように、たくさんの子供たちを抱えて、教育活動にいろいろ迅速に対応しなくてはならないということを考えると、教育委員会としては、そこの敷地に置くことを認めてということになります。なお、先ほど申し上げましたように、敷地の実際の管理は学校長でありますので、全て学校長に申請をして、そして許可を得て、教育活動に活用しているということでもあります。

なお、先ほど、その車はどうかという話があったわけですが、この車についても校長の許可を得ているというものであります。以上であります。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

まさしく前段の答弁については勘違いであったというぐあいに、はっきりと事を申し上げていただきたい。現状は駐車場利用は申請によって校長に申し出によって許可をする。そして、学校の公的なものについては届け出を義務化して、安全を確認しているという内容に現在あるということであるならば、当初からそういう認識の中で答弁をしていただきたい。ですから、こういう案件が出たときは、現状の認識をきちっと明らかにして説明をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰己議員。

○16番（昌浦泰己議員）

まずは、今回剥落した箇所、昨年の大震災のときにはチェックをされて、そのときには何でもなかったのかどなのかというのがちょっと疑問なものですから、その点はどうだったんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

震災の後に災害査定等で現場等は確認しておりますけれども、その際には気づかなかったという状況でございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰己議員。

○16番（昌浦泰己議員）

では、確認のため、もう1点。ふだん、学校の施設とかなんかをチェックと言ったらいいか、安全かどうかというのをチェックしているのは、どの立場の人なんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

各学校においては、毎月、施設等の点検をしていただいていますけれども、基本的には教頭先生にやっていただいているような状況でございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

以前、体育館にあったのかな、天真小学校の校章が落ちたんです。それで、やっぱり今回のような和解だったかな、というのがあったんです。ちょっと余りにも剥落事故というのが頻度高過ぎるようなきらいがないわけでもないんです。ですから、今回は車両のほうに落ちたんでしょうけれども、児童・生徒がけがなどする可能性、あるいは下手したら生命を脅かされるような形になってもまずいものですから、この辺は目視は十二分にやっていただいて、何か異常があったときには、すぐに手だてを講ずるというお考えを市教委はお持ちかどうかだけ確認したいと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

今、昌浦議員のおっしゃるとおりかと思しますので、状況を学校のほうで確認して、その状況に応じて、直ちにそれに応じた対応をとっていくようにしたいと考えてございます。

○議長（板橋恵一）

あとございませんか。11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

今の昌浦議員の部分とちょっとかぶる部分がありますけれども、先ほどの説明で、その後、点検をほかのところもやったと。そうしましたら数カ所見つかって、それを今補修しているという御説明だったと思いますが、それは何件ぐらいあったのか、まずお伺いします。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

ほかの小学校ということで、城南小学校と、それから軒裏部のモルタルがある学校ということで山王小学校の点検を行っております。実は、打診といいますか、たたいて確認等をして、補修等をした箇所については、2 校で 87 カ所でございます。

○議長（板橋恵一）

松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

結構な数だと今思いました。それで、先ほど点検は教頭先生がやっているというようなお話でありましたけれども、去年の震災以来、余震もたびたび起きていますので、そのときは何でもなくても、その後の余震とかでまた今回みたいなこともおき得る可能性があると思いますので、やはりある程度、教頭先生ということだけでなく、専門知識を持っていらっしゃる方の点検ということも必要ではないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

教頭先生などに目視等で現場の状況を見ていただくわけでございますけれども、その状況に応じて、教育委員会のほうで現場を確認に行く、あるいは専門の技術職員と一緒に連れてその現場を確認に行く等については、現在もその状況に対応した形でやってございますので、その辺も今後とも実施していきたいと考えてございます。

○議長（板橋恵一）

あとございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 69 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 5、議案第 69 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、菊地昭吾教育長に退席を求めます。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 69 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。これは平成 24 年 9 月 30 日をもって任期満了となる菊地昭吾委員については、引き続きの任命を、同日に任期満了となる小堤隆委員については、後任として今野喜弘氏の任命を行いたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 2 ページ以降に現在の委員名簿並びに両氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

○議長(板橋恵一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

菊地昭吾教育長に入場を願います。

日程第 6 議案第 70 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 70 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 70 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。これは片倉茂生委員の任期が平成 24 年 9 月 30 日をもって満了することから、後任として玉川喜信委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 5 ページ以降に現在の委員名簿並びに同氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 70 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 7 議案第 71 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 7、議案第 71 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 71 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これは平成 25 年 1 月 1 日付での委員増員に向け、加川昭氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、資料 2 の 7 ページ以降に現在の委員名簿並びに同氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

確認ですが、この加川さんの選任は増員になるということですか。誰かの交代だということですか。増員なのか、それとも交代なのか、これを明らかにしてほしいと思います。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいまの御質問についてであります。1 名増員ということでございます。これは、仙台法務局のほうから市長に対して、多賀城市の現定員が 6 名から 7 名に増員したいということで要請がありまして、これを受けての 1 名の増員ということになります。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

法務局の理由としては、人口増によるものであるのか、県下の情勢によって多賀城の人口と合わせて、県内との平均からいって数が少ないというものなのか、その辺についての理由をお聞かせください。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

昨今の情勢によるというようなことでございます。これにつきましては、人権問題の現状についてちょっとお話しさせていただきますと、配偶者間の暴力、いわゆる DV、あるいは高齢者及び障害者など社会的弱者に対する虐待であるとか差別など、さまざまな対応の人権侵犯事象が数多く発生しているという現状がありますことから、法務省、法務局のほうでは増員ということで今回要請をされたものでございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

あとございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 71 号を採決いたします。

本案については本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに決しました。

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時 30 分といたします。

午前 11 時 44 分 休憩

午後 1 時 30 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 8 議案第 72 号 多賀城市名誉市民条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 8、議案第 72 号 多賀城市名誉市民条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 72 号 多賀城市名誉市民条例の一部を改正する条例についてであります。これは名誉市民に対する終身年金の支給等の待遇の見直しを行うものであります。

詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、議案書の 7 ページをお開き願います。

昭和 50 年に公布されましたこの条例でございますが、公布後 37 年が経過していることから、世情や他市の状況を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

ここで、恐れ入りますが、議案関係資料ナンバー 2 の 9 ページをお開き願います。

議案第 72 号関係資料、多賀城市名誉市民条例の一部を改正する条例、新旧対照表に基づき、改正内容のあらましを御説明申し上げます。

初めに、今回の主要な改正箇所であります第 9 条の名誉市民に対する礼遇でございますが、現行規定では名誉市民に対する特典及び礼遇といたしまして終身年金の支給を定めておりましたが、現下の社会情勢や他の自治体の動向を考慮いたしまして、当該年金を廃止するものでございます。

一方で、名誉市民が相当の礼を持って遇され、未長く市民の敬愛の対象として顕彰されるよう、「その功績を長く伝える方法を講ずること」を明示するなど、その名誉を重んずる規定としての整備を行ったものでございます。

次に、新条例の第 9 条第 2 項、「市長は名誉市民に対する礼遇の取り扱いについて審査会に諮問することができる」という規定でございますが、これは今回新たに整備したものでございまして、名誉市民への礼遇規定の適用については、個々の事情を勘案し、より適切なものとなるよう、その取り扱いについて名誉市民審査会の意見を聞くことができることを定めたものでございます。

続いて、前後いたしますが、第3条の改正でございますが、こちらは、ただいま御説明申し上げたとおり新設する第9条第2項の規定に基づき名誉市民への礼遇規定の取り扱いについて審査会からの意見を聴取するに当たり、審査会の所掌事務をこれに適合するよう改正するものでございます。

次に、第8条の改正でございますが、現行規定では名誉市民に対しては毎年11月1日の市制施行記念日において賞状に名誉市民章を贈るとされているのでございますが、このままでございますと毎年贈呈されるものとの疑義がございますので、これを改善するほか、名誉市民章とともに贈呈する賞状についても顕彰状であることを明示するものでございます。

次に、第10条の改正でございますが、これは前2条というふうでございますが、これですと名誉市民の審査会の部分と適合いたしませんので、規定の整備を図るものでございます。

それではここで、大変恐れ入りますが、ナンバー1の議案書の7ページにお戻りいただきたいと思っております。この一部改正条例の附則でございますが、これは施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

この条例改正自体については異論はないんですけれども、今多賀城市の名誉市民の方は、初代の市長の大場源七さん、それから第3代市長の鈴木和夫さんということになっていきます。第2代の市長さんは現職時代に亡くなられてまして該当しなかったということになります。それで、鈴木市長のときにいろいろ意見は申し上げたんですが、仙台市は政治家は一人もいない。文化的な功績、それから産業上の功績、そういう方々を名誉市民にしています。田舎に行けば村長とか町長とかを名誉村民とか町民にしているところもある。みっともないから、もう市長を名誉市民にするのはやめたらどうだという話をしていましたが、その点についてはいかがが検討されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

この点でございますが、今の質問につきましては要件第2条にございまして、市の自治発展、それから学術、技芸の進展、社会福祉の増進、産業振興、その他地方文化の進展に顕著な功績があったものというような範疇の中に入ろうかと思っておりますが、あえて今回政治家を外すべき理由というのは検討した結果見当たらないということで、真に多賀城市の市勢発展のためにいろいろな分野で功績のあった方に対して名誉市民にふさわしい方がおられた場合には、審査会に諮りながら、その方に名誉市民についていただく、そういうふうな考え方でございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

これも前の議案のときに指摘はしているんですが、仙台で政治家の方が1人、名誉市民になっています。それは参議院議員をやった方です。ただ、参議院議員だから名誉市民にしたのではなくて、弁護士としての功績に対して名誉市民になっているんです。だから、結果的に仙台市は政治家は一人もいないんです。

多賀城の場合、第1号の名誉市民が初代の市長だった。2代目の市長はたまたま現職で亡くなったから該当しなかった。2人目の名誉市民が3代目の市長だったということになると、多賀城市は歴代の市長をみんな名誉市民にするのかと、そういう慣習なのかと、そういうふうに思われてもしょうがないんですよ。

名誉市民というのは、そういうものではないのではないかと私は思うんです。かえって名誉市民の価値を下げていてのではないかと。田舎にはいっぱいありますよ、田舎には。村長とか町長とかを名誉村民とか町民にするのは。私はやっぱり、都会の多賀城がそういうことをやるのは、仙台と比較しても、ちょっと私は再検討したほうがいいのではないかと思うんですけれども。再度、これ以上は聞きませんから、再度回答してください。

○議長（板橋恵一）

政策秘書担当。

○市長公室長補佐（政策秘書担当）（小野史典）

今の御指摘の件なんですけど、名誉市民たる評価は、第一義的には、その職務によってなされた功績を通じてなされるべきものと考えております。正当な報酬や給料そういったもの、労働の対価を受け取る立場にある方々は、誰もがその職務を全うするに当たりまして、さらに責任が発生するのでございます。ことさら今御指摘のあった方々だけが特殊な立場にあるものではないというふうに私は考えております。よって、職業によって対象を差別するべきものではなくて、功績だったり人格等、それらのトータル力がいかに秀でているかということについての総合的な判断だというふうに考えております。

なお、宮城県内の他市の条例の規定を見ました場合にも、政治家を除外するという規定を明示しているところはありません。さらにつけ加えさせていただければ、憲法で保障する法のもとでの平等という観点からも、職業や社会的地位によって入り口を差別化する必要はあえてないかというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

もう答弁を求めないんですけれども、多賀城の場合、極端なんです。そのほかにも例えば文化的な分野で成果を上げた方が何人かいるとか、あるいはスポーツで大変な成果を上げた方がいるとか、あるいは産業分野でいるとか、そういう方がいての話だったらわかります。だけど、初代の市長になって、2代目は現職で亡くなったから対象外で、3代目の市長がなってとなったら、多賀城は歴代市長をみんな名誉市民にするのかと、当然そう思いますよ。歴代市長で該当しなかった人は一人もいないんだから。だから、そういうものでいいのかということなんです。そういうふうな名誉市民の選出の仕方でのいいのか。これが市民から果たして評価されるのだろうか、理解されるのだろうかということなんです、私

が言っているのは。だから、法もとの平等とかなんとか言っているけれども、私は通用しない議論だと思いますよ、それは。ということで意見言っておきますから、次にどなたがなるかわからないので、そのときにはまた意見を言いたいと思いますので。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

藤原議員の考え方もわからないことはないのですが、そういう意見は十分尊重しながら審議会の中で議論していくということが大事ではないかと。ですから、余り角張らないで、素直に意見として受けとめておいたほうがよろしいのではないかとこのように思います。

私がお聞きしたいのは、第 8 条です。11 月 1 日の記念施行日と決めたものを、毎年やるのではないのかということで、今回削除したという説明ですが、そういう理解でいいんですか。

○議長（板橋恵一）

政策秘書担当。

○市長公室長補佐（政策秘書担当）（小野史典）

こちら、以前のこの条例の制定当時だったり、あるいは前回の議会での審議において御指摘も頂戴しておりまして、このままの規定ですとやっぱり疑義解釈がございますので、それを改めるという意味で、毎年贈るものではないということをご改めさせていただくという趣旨でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、該当者が出た場合に、11 月 1 日の市制施行記念日を待たずして受章というのもあり得るとこのように理解をしてよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

政策秘書担当。

○市長公室長補佐（政策秘書担当）（小野史典）

祝意を表するに当たりまして、スピード感をもって対応するというのも当然大切なことだと思いますが、むしろ市民皆さんの誇りとして、敬愛の対象として、市民総ぐるみでその気持ちを伝えるには、やはり厳粛な場である市制施行記念式典の場が最もふさわしいと考えておりますので、今のところ、11 月 1 日の市制施行記念式典に合わせて顕彰をさせていただきたいと考えております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

私は名誉市民は、そういう方式もあろうと思いますが、スピード感を持ってその方々を顕彰するという意味におきましては、時期を規定しないで、弾力的にそういうことができるんだという方法論を私はつくっておくべきだと、私はそう思っています。なぜ時期を決めなければいけないのか。国民栄誉賞なんかは、決めておりません。その都度、その都度、事情によって内閣で表彰しております。少なくとも名誉市民というものはそういう意味合いであるなら、11月1日を待たずしてやるという方法も一つあると思うんです。なぜならば、12月にそういう行為があったら1年間待たなければいけない。その間に何らかの事故があった場合には表彰されない、名誉市民として扱われないということも発生する可能性はある、なきにしもあらず。そういう意味では、弾力性を持った考え方で解釈しておくべきではないのかというふうに思うんですけれども、市長、どうですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

竹谷議員おっしゃること、そのとおりかとも私も思います。というのは、前のことを言っただけですけれども、11月1日にやるのは、これは確かにいいことだと思いますけれども、鈴木前市長の場合ですと、ちょっと体調的に大変だったということがございまして、大丈夫なのかなという、差し上げたいと思ったときに、もうちょっと事前にそういう式をやっていたほうがよかったかなという思いもあるわけです。私個人的には、ですから、その辺のことをちょっと考えさせていただいて、どのような形にするか。それが決まって、この人を12月くらいに例えば提案してオーケーになったら、約10カ月以上待つわけですね。ですから、その辺のことが、でなくて、健康上の理由なんていうのは、ある程度若い方がこういうのを得るといっては余りないわけですし、その辺のことを考えると、その辺のことも考えたほうがいいのかというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

市長そういうお考えであれば、ぜひ。事務局は事務局でお考えのようですが、そこは市長の裁量の中で運用していくことが大事ではないかというふうに思います。

特に私は、もう1つ提案したいのは、故人に対して、本当に著しく多賀城市の誇りとなる業績をやった人には、故人になっても私は、ある意味では早い時期に決めて、名誉市民章を与えてやるというのも一つの方法だと思うんです。余計なことは言いません。いろいろ過去の事例を私も聞いておりますけれども、ですから、私は故人になっても、本当にそれだけのものがあるとなれば、それはそれなりに顕彰してやる。ましてや、今回、年金も廃止するというのであれば、幅広く名誉市民というものに対する顕彰をしてあげることも大事ではないか。誰でもかれでもいいということではございませんけれども、審議会の中でそれなりの業績とそれなりの発展性を持った方には私はやってやるという方式をつくり上げたほうがよいのではないかとこのように思います。ひとつ検討してみてください。

あとは表彰条例がいろいろありますので、それは後で決算のときに御提案をしたいと思っていますけれども、名誉市民についてはそういう扱いもぜひ検討していただきたいということをつけ加えておきたいと思っています。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

先ほどの藤原議員のお考えと私も同様なんです。実は前回もこの件に関しては申し上げたと思うんですが、考えは皆藤原議員がおっしゃったただけけれども、例えば隣の塩竈市の場合も、私が聞いた話では、市長とか役所関係の方には出していないんだと。民間の方々の功績ある方々から第 1 号を、亀井さんですか、ほかは出していないというお話を聞いておったただけけれども、これは私の聞き間違いかどうかわかりませんが、亀井さんは 1 億円くらい塩竈市に寄附されたということであります。多賀城は市長にならなければ、なかなか名誉市民になれないというようなことを民間の方々からも耳にしております。そういったことも踏まえながら、新しい時代に、今の若者がどのように考えているのかということも考えながら、考慮していただければと考えます。いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室政策秘書担当。

○市長公室長補佐（政策秘書担当）（小野史典）

今御指摘いただいた塩竈市の運用は、そのように私も聞いておりますが、条例上の規定では、条文では、省く規定だったりそういうものは一切ございません。政治家だけがことさら対象になるのかと、そうではなくて、先ほど申し上げましたが、その方々の功績を通じてという形で評価あるいは判断という形になると思いますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

つけ加えておきます。こういう声があるんです。例えば市長の場合は高額な報酬をもらっている。当然、その割合の仕事をしていただいて当たり前ではないのかという、前回もそういう声も聞いておるんです。だから、一般の方々の多賀城市に対しての功績、市長が初代あるいはまた 2 代、次の人もそうではないのかというような話も出て、聞いておったんですが、当然それだけの仕事をしてもらって当たり前なんだよというような声も聞かれました。ですから、そういったことも、今条例どうこうではなしに、そういった声もあるということを踏まえてお伝えしたい、そのように考えます。以上です。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 72 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長(板橋恵一)

日程第9、議案第73号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第73号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、これは職員の勤務時間の変更並びにそれに伴う所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長(内海啓二)

それでは、説明をさせていただきます。

議案関係資料の2の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第73号関係資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、今回の改正は、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、職員の勤務時間の変更を行うもので、平成20年人事院勧告の内容に準じ、職員の勤務時間を1日当たり8時間を7時間45分に、1週間当たり40時間を38時間45分に改正するものでございます。

ページ中ほどの例の図をごらんいただきたいと思います。これは一般的な本庁勤務職員の勤務時間を例示したもので、上が改正前、下が改正後となっております。勤務の開始、終了時刻は、改正前、改正後ともに、それぞれ8時30分、17時15分と変更はございません。変更となりますのは休憩時間のところで、12時から12時45分までの45分であったものを15分ふやしまして1時間に変更することにより、1日の勤務時間を15分短くするというものでございます。

次に、改正が必要となります 3 件の条例とその内容について、2 の改正の概要により説明をさせていただきます。

まず、(1) の第 1 条の規定による改正、これは職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。職員の勤務時間を 1 日 8 時間から 7 時間 45 分とし、それに伴って 1 週間の勤務時間を週 40 時間から 38 時間 45 分とするものでございます。

また、職員の勤務時間が改正されることに伴いまして、再任用短時間勤務職員と短時間勤務職員、これは育児短時間勤務職員の業務を代替する職員を採用した場合、法律上、短時間勤務職員と称しておりますが、これらの勤務時間についてもあわせて改正を行うものでございます。

(2) の第 2 条の規定による改正、これは職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。これは、再任用短時間勤務職員等の時間外勤務手当について割り増し支給の基準となる時間を職員の勤務時間に合わせるため、改正を行うものでございます。

(3) 第 3 条の規定による改正、これは職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。育児短時間勤務職員の勤務時間は正規の勤務時間を基準として定めておりますが、正規の勤務時間が変更されたことにより改正が必要となったものでございます。

(4) は施行期日でございます。これにつきましては、平成 25 年 1 月 1 日から施行することとしております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(5) は経過措置でございます。これは、本条例施行日において、育児短時間勤務の承認を受けている職員の勤務時間を改正後の勤務時間に基づく承認があったものと見なす内容の経過措置を設けるものでございます。

なお、再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員につきましては、本市においては現在、該当する職員はございません。

条例改正の詳細につきましては、12 ページ以降に新旧対照表を掲載させていただいておりますので、御参照願いたいと存じます。

次に、本条例の制定に伴いまして改正が必要となる規則等について御説明を申し上げます。

3 の規則等の主な改正内容をごらんいただきたいと思います。

なお、規則等の施行期日につきましても、全て条例と同様、平成 25 年 1 月 1 日ということになります。

まず、(1) の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正ですが、職員の勤務時間が 7 時間 45 分という分単位の時間となることに伴いまして、年次有給休暇及び一部の特別休暇について、残時間を分単位で取得できるよう改正を行うものでございます。

(2) の職員の育児休業等に関する規則につきましては、育児短時間勤務職員の勤務形態について、本条例の改正に合わせた改正を行います。

(3) 職員服務規程でございますが、これはお昼の休憩時間についての改正を行うものでございます。

(4) 非常勤職員の勤務条件等に関する取り扱い要綱と(5)の臨時職員の勤務条件等に関する取り扱い要綱につきましては、職員の勤務時間が改正されることに伴いまして、非常勤職員及び臨時職員の勤務時間についても、これに合わせた改正を行うものでございます。

(6) 多賀城市教育委員会職員服務規程、それから(7)多賀城市上水道部企業職員の給与に関する規程につきましては、教育委員会及び上水道部の職員の勤務時間につきましても、市長部局の職員と同様の勤務時間とするため、それぞれの規程の改正が必要となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番昌浦泰己議員。

○16番（昌浦泰己議員）

確認なんですけれども、施行期日1月1日、来年からなんですけれども、これは年次有給休暇が関係しているから年の途中で切りかえということができないことが最大の理由で1月1日、来年からという施行であるというふうに理解してよろしいのかどうかです。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰己議員。

○16番（昌浦泰己議員）

一番素朴な疑問なんですけれども、資料2の10ページの改正の趣旨のすぐ下、「平成20年の人事院の勧告に準じ」となっているんです。ことし24年なんです。人事院勧告が20年に出ているのに、なぜ今こういう改正なのかというのがすごく素朴な疑問として私理解できないので。また、改正の趣旨の説明のときに、20年の人事院の勧告に準じとはおっしゃったけれども、なぜ今なのかという説明がなかったように私記憶しているんです。その辺はどうなんでしょう。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

確かに、その辺のところについての説明が不足しておりました。勤務時間の短縮の関係の人事院勧告は平成20年の8月の勧告で出されておりました。したがって、国家公務員、それから一部の地方自治体につきましては、21年の1月1日から勤務時間の短縮が

行われておたという状況でございます。それから、ほかの自治体に関しましても、徐々に7時間45分の勤務時間という形で年々推移してございました。

本市においてこの人事院勧告についての実施がくれた理由でございますけれども、たまたま20年の時点といいますと、本市において緊急再生戦略構築のための取り組み指針に基づきまして、地域手当であったり、あるいは職員手当であったり、あるいは時間外勤務手当の独自削減の実施を継続中ではございました。改正に伴って職員の勤務時間の単価上昇、これが伴うということもございまして、言ってみればサービス関係諸制度の複雑化がその時点で予想されたということもございまして、改正を見送ってきたということでございます。もうちょっと早い時期にやる考え方はあったんですけども、たまたま震災等の影響もありまして、このような時期に実施する方向をとったということでございます。

この間、21年から23年にかけてまして、俸給月額であったり、あるいはボーナスの引き下げであったり、年齢55歳を超える6級以上の職員の給与等の定率の減額であったり、いわゆる給与構造改革における経過措置額の減額廃止などの人事院勧告もどんどん出てきたものですから、これらの勧告を実施することを踏まえながら独自削減策を解消してきたといったようなことで実施がこのような時期になってしまったというようなのが今回の提案の理由でございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦泰己議員。

○16番（昌浦泰己議員）

それなら、そのことをやはり、こうすることで20年に勧告を受けているんだけど本市においてはこういう経過があったから今回上程したんだとか、そういうふうに御説明があつてしかるべきだと私は思っているんです。この議案書を配られたときから、何で20年の人事院の勧告、私どもは専門的ではないので、職員の給与とかいろいろなものの経過というのは確かに議会でいろいろ御説明いただいていたけれども、そういうところがまだまだつながらないでいたので疑問でしようがなかったんです。ならば、やはり最初にこういう事情があったということ、質問されてから答えるのではなくて、最初にやっぱり、こういうことがあったから今回なったんだというふうにおっしゃっていただければ、私のこの質問もなかったわけです。ですから、提案する側としては、より親切にそういう説明というのがあって、それでさあ、どうだというふうに我々に問いかけていただきたいと思うんです。聞かれなければそれでいいんだからというので言わないでいくというのは、これはいかんなあ。私はそう思います。その辺、どうなんですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

御指摘ももっともだと思います。決して隠していたものでもなんでもなくて、たまたま説明が余り長くなってしまふかなというところもございましたので、失礼してしまいました。今後はこういったことのないよう十分な説明の上で御提案を差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

14番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

資料の 2 なんですけれども、10 ページの職員の昼休みの時間の改正の件でございますけれども、この間までは 12 時から 12 時 45 分までの 45 分間のお休みだったと。普通 1 時間、労働基準法等々の問題もあるでしょうけれども、1 時間のところを 45 分間で、食事の時間とかいろいろな問題で余り評判がよくなかったというふうに耳にしているんですが、これは職員でアンケートとられたということもお聞きしておりますが、そのアンケートの結果はどのような結果であったのか。それを踏まえて今度改正するんだということなんですが、それについてお尋ねいたします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

当然、改正に当たりましてはアンケートのほうもとらせていただいております。これは 24 年の 7 月 9 日から 13 日にかけて、428 名を対象といたしまして、これは 438 人なんですが、育児休業の職員やなんかおりましたので、それが 10 名除きまして 482 名が母数ということになります。アンケートの回答をよこした職員は 95.6%で、409 人というふうになっております。

全体の集計でございますけれども、1 時間と希望した者が全体の 66.5%。したがって、3 分の 2 が 1 時間の休憩時間に賛成というふな意思でございました。残りが 45 分ということで話がありましたけれども、これは、それぞれの勤務形態によりましても大分受けとめ方が変わってくることで、したがって、必ずしも全会一致という形ではございませんけれども、先ほど来お話ししておりますように、例えば全国から職員の派遣をいただいているわけですけれども、派遣元の職員の勤務時間とも不整合が生じておるということもございますので、今回このタイミングになりましたけれども、1 時間の昼休みという形で考えていきたいということでございます。

○議長（板橋恵一）

雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

わかりました。15 分間お休みが長いということは、心を休めるとか体を休めるということで非常に職員の皆さんにとってはいいことだと感じます。

一つの例としては、大阪府の堺市ではお昼休みを午後 1 時からやっているんです。午後 1 時から 2 時まで。こういう市もあるということです。理由は何だと聞きましたら、省エネ対策だと。市長がそのように判断したから。市長もおかわりになって 1 期目らしいんですけども、とにかく国の省エネでやっていくことを考えて、それで 1 時から 2 時の間ということも、この間視察に行きましたら、職員がおっしゃっていました。そういうことがありまして、私は大いに 1 時間のお休みということは賛成だと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

15分ふえるということはいいいことなのかなというふうにも思うんですけども、今御答弁の中で総務部長がおっしゃった、人事院勧告に準じて今までもさまざま給与関係もやってきたと思うんですけども、職員の方々にアンケートをとったということで、そのアンケートが、例えば賛成が20%とか30%であれば45分のままいけたというようなことがあるのか。毎回いろいろな人事院勧告があった際に、職員の方の意見というのを参考に進められるべきものなのか。今までは準じて、勧告があったものに関してはそのままやっていたと思うんですけども、そこについて1点、お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ちょっと誤解があるとまずいんですけども、あくまで人事院勧告は勤務時間に関する勧告なんです。職員にアンケートをとったというのは、8時30分に役所を開いて5時15分に終わるということを変えないでやるためには、昼休みの時間を45分のままではできないわけなんです。勤務時間を7時間45分にするということは、終了の時間を15分繰り上げて5時に終了するというのであれば45分のままで勤務時間7時間45分が実現できるということでございます。これは45分になったときもそうだったんですけども、その辺のところも含めて、職員にはアンケートをとったと。あくまで、これは昼休み時間の関係について職員の意思を確認したということでございますので、その辺はよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

要は、スタートは変えずに休憩時間の中で。そうすると、就業時間が1週間で1時間15分減るわけですよ。それを1カ月で計算すると、7時間15分というと大体1日の就業時間とほぼ変わらない時間くらいになるんですけども、そこは今現時点で言えば、それこそ仕事がいろいろ立て込んでいてということもあって、仕事の内容というのは変わらないわけなので、そういった部分はどこでカバーしているか。単純に考えれば、同じ仕事量、1カ月の中でやる仕事量は変わらない中で、就業時間で7時間減るということをして1日分と換算すると、その部分を補うのに時間外の仕事がふえるのかなというふうに考えるのが多分普通だと思うんですけども、その辺についてはどのように仕事の配分なりそういったことをお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これにつきましては、要するに実現方策に関しては、人事院勧告の中にも触れられておった事柄なんです。要するに、単に人の増員を伴うことがないようにという形で。それは一人一人の働き方をちょっとずつ見直していただいて、15分のすき間を埋めていきたいというのが人事院勧告の背景でございます。とは申しまして、計算上は年間にしますと1人当たり65時間減ることになります。そういったことから、65時間部分をやっぱり働き方によって、基本的にはですね、人事院勧告の趣旨に沿った形で対応するこ

とになりますと、それによって埋めていくということになります。おっしゃるとおり、時間外の関係につきましても、時間外の1人当たりの単価というのもちよとずつ上がる形になりますので、それにつきましても、財政的な支出はそれに伴ってふえるということとはございます。

○議長（板橋恵一）

深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

だめだということではないんです。ただ、先ほど総務部長が御答弁でおっしゃったように、仕事のやり方を工夫していきなりなんなりというところで減った時間をカバーしていくということで、時間外の手当というのが結果としてふえてしまったというふうになると実際の就業時間が伸びているのと変わらないわけなので、休みが15分伸びた分がどうなんだというところが結果として変わらないと余り意味がないのかなというふうに思うので、その辺はぜひ職員の皆さんのいろいろな研修等を含めてやっていただいて、余り時間外というところでふえないような御努力をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

1時間になったことは、私も一緒に喜びたいと思います。

それで、育児にかかわる部分では言及されているんですけども、親、介護のために時間を何とかやりくりしたいというようなところでは、職員の皆さんのアンケートの内容とか、皆さんでここを検討するときに、そういう必要性は感じなかったか、なかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

アンケートにつきましては、お昼休み時間の二者択一の質問だけでしたので、その辺の部分についてのアンケートはとっておりません。

介護に伴う休暇の部分については、制度的に行われている部分がございますので、そういった手続をとって、職員自体がその制度を利用して休暇をとるということになろうかと思ひます。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

45分しか休みがなかった時代、お昼にちょっと戻って親の食事の面倒を見なければならぬという職員がいらっしやいまして、その方はおやめになったんですけども、45分だと短いんだという悩みを打ち明けられていたんです。ですから今のような質問になったわけ

ですけれども、職員の皆さんのところでのそういうお互いの便宜の図り合いというか、規則できちんと対応できているということが担保できていればいいかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

ちょっと確認したいんですけれども、現行の勤務時間帯が決定されたのはいつですか。ちょっと調べてなかったんです。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

多分、大分昔の話だと思いますので、いつからかと今聞かれますとちょっとお答えできないんですけれども、大分長い間、8 時 30 分に勤務が開始して 5 時 15 分に終わるという形だったかと思います。申しわけございません、その辺、いつからかという資料は持ち合わせておりませんでした。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

なぜ、これを聞いたか。50 年ぐらいはたしか、副市長も職員でしたからわかっているんじゃないかと思うんですけれども、8 時半から始まって、1 時間の休憩があって、5 時 15 分に終了したんですが、5 時 30 分までにして、それは休憩とかなんとかでなく、それは無休だということでカットにして、このときにその議論がなって、ここにおさまったような気がしているんです。人事院勧告の関係で。そんな記憶しているんですけれども。過去ひもといってみて、その辺、いかがなんですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは今竹谷議員おっしゃられたように、総務部長もいましたけれども、大分昔から 8 時半から 5 時 15 分というのは決まっておりました。ただ、以前には、休憩時間というのが午前と午後 15 分ずつありまして、昔は 10 時に 15 分の休憩時間、そして 5 時から 5 時 15 分まで休憩時間、それで職員は休憩時間ですから本来は市役所にいなければいけないということなんですけれども、休憩時間だからといって 5 時ぐらいに役所から出ていったというのが実態としてございました。それがあくまでも不適切な措置であるということで、あくまでも 5 時 15 分までいなさいということで、拘束時間だということで決まってきた、そういう経過がございます。

それから、5 時 30 分のお話については、時間外手当を算定する考え方、8 時間を過ぎるとさらに 15 分の休憩時間が延びるということがあって、本来は 5 時 15 分から時間外手当

の算定に入るわけですが、そこから15分間の休憩時間が延びるということがあって5時30分から時間外勤務に算定したりという過去のいろいろ流れがございましたけれども、そういうこともございましたけれども、今回はそういうことで、休憩時間を1時間にして、就業時間は市民サービスの低下を招かないように5時15分にしたいという内容でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

なぜそれをお聞きしたかという、少なくともそれも人事院勧告に基づいて多賀城の職員の勤務時間というものを決めてきたのではないかと私は記憶があるんです。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

人事院勧告に関しましては、あくまで勤務時間ということになります。それから、休憩時間、休息時間の関係につきましては、いわゆる労働基準法の関係でそのような形で、我々の勤務時間も、先ほど副市長から申し上げましたように、45分の休憩時間に休息時間をくっつけて1時間の休みにしていたという場面はありました。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

例えば、8時間労働のときは1時間の休憩を与えなければいけないという一つの基本があります。ですから、今度は45分ですね、1時間の休憩を与えなくてもいい、基準法では。けれども、多賀城は人事院勧告を尊重して職員の待遇を決定してきたという経過があるんじゃないかということで、いかがですかと聞いているんです。そういう経過でよろしいですかと聞いているんです。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そこで、そういう多賀城市の給料、待遇関係をやってきたのにもかかわらず、20年の勧告が出たのに4年も据え置くということは、いかがなものか。少なくとも多賀城の職員の給

料は人事院勧告に基づいて、ですからほとんどの待遇は少なくとも人事院勧告に基づいて更正してきた。いかなる理由があろうとも、少なくとも人事院勧告に基づいた勤務体系を築いていくことが大事ではないか。先ほど昌浦議員からの質問に対して、これこれこういう理由があったと申し上げていますがけれども、私はおかしいと思います、人事政策として。どこを基本として多賀城市は職員の人事政策をやっているのか。その辺についてどのように感じておりますか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

まさにそういうことなんですけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、多賀城市の状況として、勧告に基づく内容をそのままそっくり実行できるような状況になかったというお話をさせていただきました。そういう形で展開してお答えするという話になりますと、確かにその部分では矛盾したような形になろうかと思えますけれども、市民に対する説明ということも考え合わせますと、その時点における我々が持っている危機感を市民とともに共有するというのを優先したということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それは違うと思う。現段階であなたはそう言っているけれども。当時のいろいろな議論をしたとき、勤務体系はこうなる人事院勧告があったけれども、こういう危機的状況なので、職員は45分の休みで8時間労働をやっているという説明はなかったよね。今この問題が出てきているから、そういう答弁になっているんじゃないですか。あくまでも多賀城の、くどいようですが、職員の待遇改善は人事院勧告に基づいていくのが基本だと私は思っているんです。なぜ、その基本を逸脱するのか。事情があったとすれば、そのとき、なぜそういう説明をしないのか。その場、その場で都合のいいような解釈は、私はいけないと思うんです。労働者の待遇というのは、そういうものではない。

申しわけないけれども、こんなことを言ったら失礼ですけれども、あえて申し上げますと、労働組合がないから当局の勝手な裁量で物ができるというぐあいに解釈されてもしょうがないですよ、こうなってくると。労働組合がないならなりに、それを上回る職員待遇をしていくというのが私は多賀城の人事政策だと思うんです。なぜそういう視点にならないのか理解に苦しむんですけれども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは多賀城に職員の労働組合がないからといって職員の勤務条件の環境を悪くする考えは、もとよりございません。その中で、勤務時間については人事院勧告で7時間45分というのは20年に生まれましたけれども、人事院ですから国家公務員を基本にしています。国家公務員については、御承知のとおり、労働基準法が適用になりません。地方公務員には労働基準法が適用になるために、わずか15分ですけれども、その15分の調整が非常に実務的には難しい問題がありました。そういうことで、20年に人事院勧告が生まれましたけれど

も、そこで実施する市町村というのは極めて少なかったんです。そういうことで、我々も混乱を招くということではいけないので、それを見定める意味で 21 年の実施というのは見送ってまいりました。

そういうことでやってきまして、あともう 1 つは、当時は、先ほど総務部長が言いましたけれども、財政状況が非常に懸念される状態にありまして、さまざまいろいろお叱りも頂戴しましたけれども、市民に対する負担をお願いしたり、そういう状況でございましたので、その中で職員の勤務時間を短くします、給料は変えませんということは、なかなか言える状況でもございませんでしたので、そういうことで少しおくらせてきたというのが実態でございます。その中で、23 年、昨年今度震災があって、またその機会を逸したということもありましたけれども、今回は多くの市町村が 7 時間 45 分に移行したということもありましたので、確かに遅かったのではないかというお叱りは受けますけれども、そういうことで今回改正をお願いしたいということでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

これ以上議論してもあれですけども、私は少なくともそういうぐあいに職員が誤解しないような、他市町村を見て、誤解しないような政策をとっていくことが大事だと思うんです。今副市長がおっしゃった理由もわからないことではない。しかし、そうであれば、その前に、こういうのがあるだけけれども、ここはちょっと見送らざるを得ないということを事前に説明しておいて。事前にそういう説明を。毎年、人事院勧告で給料の問題だってやっているわけだから、勤務時間についても、こういう状況なんだけれども、こういう状況なのでちょっと時期を見合わせる方針でいくので理解してくれということなをなぜ言わないのか。それが情報の共有じゃないですか。そういう意味では、もっと議会と当局は情報の共有をしていかなければいけないと私は思っています。条例が出るたびにこういう議論したって私は遅いと思うんです。その前に情報の共有をして、こういう状況なので職員の皆さんには申しわけないが頑張ってもらいたいという気持ちをみんなで持っていかなければ。この条例が出たから今の議論になっているんですよ。ですから、私は、情報の共有というのは、もっともっと。私はまだ多賀城の財政はよくなったとは思っておりません。もっともっと厳しくなるというふうに思っております。そういう理由なから、これも改正できないはずなんです。けれども、そうはいかない。他市町村と比べて。そういう意味でこれを今回提案したんじゃないですか。そうであれば、もっともっと議会と事前の情報の共有というものを推し進めていくべきだと私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは今竹谷議員おっしゃられたとおりでございまして、平成 20 年から人事院勧告がさまざまなされて、その都度、御説明申し上げてきたつもりでございましたけれども、していなかったとしましたら、深くおわびをいたしたいと思えます。

変更する時期につきましては、議員おっしゃられたように、ほかの市町村の実施の状況、それから今派遣でさまざまな職員がよそから来ていますので、彼らが不利益な勤務状態に

ならないように、そういった配慮もごございますので、なお今後とも留意してまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにごございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 73 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15 分間の休憩といたします。

再開は午後 2 時 45 分。

午後 2 時 32 分 休憩

午後 2 時 44 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 10 議案第 74 号 職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 10、議案第 74 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 74 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の 2 社が合併し日本郵便株式会社となるため、文言の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (板橋恵一)

総務部長。

○総務部長 (内海啓二)

それでは、説明させていただきます。

議案関係資料の 2 の 17 ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第 74 号関係資料に基づきまして説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、平成 24 年 5 月 8 日に郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が改正されまして、平成 24 年 10 月 1 日から郵便局株式会社と郵便事業株式会社の 2 社が合併しまして日本郵便株式会社と名称が変更されることから、条例第 15 条中、「郵便事業株式会社」とあるのを「日本郵便株式会社」に改めるものでございます。

施行期日は、改正法の施行日に合わせまして、平成 24 年 10 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 (板橋恵一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 74 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 75 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長(板橋恵一)

日程第 11、議案第 75 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 75 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。これは災害公営住宅の整備を財政上有利に進めるため特別会計の設置が必要となったことから、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

市長公室長。

○市長公室長(菅野昌彦)

それでは、議案第 75 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

まず初めに、災害公営住宅整備事業特別会計の設置の経緯について御説明申し上げます。災害公営住宅の整備に関しましては、桜木地区の(仮称)第七小学校用地に建設することといたしまして、復興交付金の交付決定を受けているところでございます。予算計上につきましては、通常では一般会計予算に必要経費を計上して対応するところではございますが、この手法ですと、当該用地は既に一般会計により取得している土地であるため、災害公営住宅の用地購入費を計上することができません。したがって、用地購入費に対して交付される復興交付金を財源として充当することができないこととなります。しかしながら、災害公営住宅整備のために特別会計を設け、この特別会計が一般会計から(仮称)第七小学校用地を購入することによりまして特別会計に用地購入費が計上され、この用地購入費に復興交付金を財源として充当することが可能となることにつきまして関係省庁な

どの確認を得ることができました。以上のことから、国の財政支援を最大限に活用するため、災害公営住宅の整備に関する特別会計を設けることとしたものでございます。

次に、特別会計の範囲でございますが、災害公営住宅の整備に関する特別会計とすることから、災害公営住宅の全体整備が完了するまでの期間におきまして、建設用地の購入から災害公営住宅完成後の買い取り、支払いまでの範囲といたしまして、完成後の維持管理等につきましては一般会計に引き継ぐものでございます。なお、一般会計への引き継ぎの時期につきましては、各災害公営住宅の整備完了ごとに行うものでございます。また、災害公営住宅の全体整備が完了した際は特別会計の一切を一般会計に引き継ぎ、当該特別会計を廃止するものでございます。

それでは、資料 2 の 18 ページをごらんいただきたいと思います。

多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。ただいま御説明申し上げました災害公営住宅整備事業特別会計を設置するため、第 1 条第 5 号に規定を追加するものでございます。

ここで、恐れ入りますが、資料 1 の 14 ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。施行期日は、この条例案と、後に御審議賜ります平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）及び災害公営住宅整備事業特別会計の審議の日程などを勘案いたしまして、平成 24 年 10 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

確認をさせていただきます。

この特別会計は、災害公営住宅整備全体を含むというふうに理解していいのか。それとも、第七小の関係だけというふうな解釈なのか。先ほどの説明を聞くと、全体のようにも聞こえるし、七小だけのような考え方にも聞こえるし、その辺をはっきりと御説明を願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

災害公営住宅の全体でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

全体ということは、これからいろいろ事業が始まってきますね、予定では宮内のほうにもやりたい、聞くところにおいては鶴ヶ谷のほうにも考えたい、議員の要望がありました西部にもやりたい、場合によっては土地の関係で中央地区にもやらなければいけないということもあり得ると思います。それを全体ということでもいいですね。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

これから桜木地区以外の建設を予定していく災害公営住宅の全てを網羅した特別会計というふうにご考えてございます。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 75 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 76 号 多賀城市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 12、議案第 76 号 多賀城市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 76 号 多賀城市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例についてであります。これは東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に定める復興産業集積区域への企業立地と資本投資を促進するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除を行うものであります。

詳細につきましては市民経済部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、議案第 76 号 多賀城市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例につきまして、議案関係資料の 2 に基づき御説明を申し上げます。

議案関係資料の 2、19 ページの議案第 76 号関係資料をごらん願います。

昨年 12 月 26 日に東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資するということを目的といたしまして、東日本大震災復興特別区域法が施行されました。これにより、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に基づいて実施する復興推進事業は、税制の特例を受けることができることとなりました。本市におきましても、宮城県及び県内の市町村と共同で策定いたしました復興推進計画が内閣総理大臣の認定を受けているところでございます。今回、制定いたします条例は、復興推進計画に定める復興産業集積区域への企業立地、資本投資の促進を図る観点から、産業集積の形成及び活性化の取り組みを推進するために、復興産業集積区域内において固定資産税及び都市計画税の課税免除を行うとするものでございます。

1 の免除の内容についてでございますが、復興産業集積区域内において復興推進計画の認定の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に指定事業者等が新設または増設した対象施設等である家屋、償却資産及び土地に対して、新たに課税されることとなった年度以降 5 カ年度に限り、固定資産税及び都市計画税を免除するものでございます。

指定事業者等につきましては、産業集積の形成及び活性化に資する事業を行うものとして認定地方公共団体から指定を受けた個人事業者または法人でございます。

また、対象施設等につきましては、産業集積の形成等に資する事業の用に供する施設または設備で、法人税等の特例であります特別償却または税額控除、開発研究資産の特例及び新規立地促進税制の適用を受けるものが対象でございます。

次に、2、免除の申請についてでございますが、申請は免除を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに課税免除申請書を提出していただくこととしております。

次に、3、規則に委任する事項についてでございますが、規則では、課税免除申請書の様式や添付すべき書類について定める予定でございます。

次に、4 の課税免除による減収に対する財政措置についてでございますが、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき固定資産税の課税免除を行った場合、地方公共団体の減収分につきましては震災復興特別交付税により補填することとなっており、5 力年分がその対象となっております。

また、都市計画税の減収分につきましては、今のところ国からの財政措置は予定されていない状況でございます。

次に、5の県内市町村における状況についてでございますが、復興推進計画を作成した県内34市町村のうち沿岸市町村を中心に条例制定状況を取りまとめたものでございます。

まず、(1)といたしまして、既に条例を制定した市町村を記載しております。課税免除を実施する場合は丸、課税免除を実施しない場合はバツで表示しておりますが、固定資産税の課税免除実施にあわせ都市計画税の課税免除を実施いたしますのは、仙台市、名取市、七ヶ浜町となっております。なお、大衡村につきましては、都市計画税の課税そのものを行ってはおりません。

(2)は、平成24年9月以降条例制定を予定している市町村を記載しております。

次に、6の本市における復興産業集積区域についてでございますが、ものづくり産業版が平成24年2月9日に、またIT産業版につきましても平成24年6月12日に内閣総理大臣から認定を受けているところでございます。集積区域につきましては、次の21ページに記載の区域が対象となっておりますところでございます。御参照願います。

次に、恐れ入りますが、議案資料1の17ページをお開き願います。

下から2行目の附則についてでございますが、施行期日は公布の日から施行する旨、規定しております。

なお、多賀城市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

資料の2の19ページの指定事業者等と対象施設等なんですが、20ページに、ものづくり産業版が復興産業集積区域について(1)、(2)とあります。この集積区域内の事業者、施設等は全て対象になるんだというふうに考えていいのかということなんですが、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

この対象区域に新たに立地して、土地、建物、あるいは償却資産が認定されれば対象となるということでございますし、一方、既存の企業の設備でも、新たに増設される、あるいは適用になる設備を増設するという場合にも対象となるということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

そうすると、申請があった段階で1社ごと、あるいは施設ごとに、指定事業者とするかどうかということを確認していくということですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

そのとおりでございます。その認定の具体的な事務につきましては、宮城県の地方振興事務所のほうに委託いたしております。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

それで、新設して出てきていただく場合には固定資産税と都市計画税は免除すると。それから、増設のときも免除するというふうになっています。津波の災害があって、従来の設備を大幅に更新せざるを得ないという場合には、これに該当するのかわからないのかということなのですが。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

この課税免除につきましては、基本的に東日本大震災復興特別区域法、これに基づいて事業を行う事業者の方が対象になります。今御質問のございました設備の更新、今回対象になるのが新設または増設ということになります。従来からの施設の単なる更新では対象になりませんが、例えば生産能力の向上とかが認められる部分につきましては増設といったような部分で認められるというふうになっております。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

結論的に言うと、増設と認めて軽減する道はあるんだというふうに理解していいんですか、今の説明は。新設に対してこういう減免をやって、大いに出てきていただくと。設備投資、拡張してやってもらう場合にも減免をすると。で、どんどん事業を大きくしていただくと。それはそれでいいと思うんですが、従来の事業量に比べて事業量は増大しないけれども、従来の施設がだめになって、もうほとんどそのまま入れかえて従来の事業量に回復して頑張ってもらおうと、私はそういう場合だって、よくぞ多賀城に残ってくれましたと言って、同じように減免をしてあげなければいけないと思うんです。今の説明だと、原則としては拡張しないとだめだけれども、しかし増設というふうにみなして救済する道もあるような、そういう答弁だったんです。どうもはっきりしないんですけども、その辺、もう少し明快に回答をお願いしたいんです。

○議長（板橋恵一）

商工観光課長。

○商工観光課長（菊田忠雄）

この特区のほう、該当するという内容については今部長が答弁したとおりだと思います。ただ、今藤原議員がおっしゃった、増設の部分にかかるかどうか、ちょっとふえるかどうかということになりますと、先ほど振興事務所と、これを受け付け、審査しているのが振興事務所になりますので、そこでの話し合いというか協議みたいになるかと思いません。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

この条例自体には反対はしないんですけども、出てきてくれる企業あるいは拡張する企業だけではなくて、ほとんど壊滅的な打撃を受けて、それを全面的に施設の更新をして多賀城に残ってくれる人たちは頑張ってくれるわけです。だから、そこに対する救済の手だてというか応援の手だてですね、それも私はきちんとする必要があると思うんです。だから、これはもし運用上の問題で解決できるものであれば、働きかけをやっていただきたいと思えますし、条文上難しいというのであれば、既存の企業だって大変なんだ、頑張っているんだということで、ぜひその壁を突破する努力をしていただきたいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

お気持ち非常にわかりまして、来る人だけじゃない、今いる人も大変なんだというお気持ちは非常にわかります。被災者、さまざまな助成措置が講じられておりまして、もともと被災地にいた方については、経産省のグループ補助であったり、あるいは県からの補助であったり、さまざまな助成が講じられております。一方で、被災地にやってくる人に対しては、なかなかそこが手薄だったということもあって、こういったことの措置を講じるということでございますので、さまざまなものに、さまざまな対応に応じて措置されているということでございますけれども、細かな具体のことにつきましては、認定判定をする県のほうとの話も聞きながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

大変大事な、活用によっては、多賀城に残ってよかったという企業が多く賛意を表すると思うんです。というのは、既に復興して稼働している企業がいっぱいあるわけです。これに対してのこの適用が可能なかどうかということとは少なくとも研究をして、できるだけ可能にすべきだと。グループ補助金等はいろいろ重複になるでしょうけれども、グループ補助金をもらっていないような産業については、そういうことが適用にすることが大事ではないかと思っているんですけども、今までの説明では、それも県の振興の査定のようだという事のように思いますが、法律の趣旨はそういうものではないんだというこ

とをもっともっと私は申し上げながら、多賀城の現況に対して適合されるような努力はすべきだと、またそういう説明をできるようにすべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

市内の各企業のほうで、新たに新設あるいは増設したり、あるいは改善したり、あるいは技術を改善して生産性を高めたりというような、設備、償却資産であったり建物であったりするわけでありまして、市のほうでは、これらの特区の活用について、あらゆる機会を捉えて各企業のほうには周知してまいりたいと、このように考えております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

もう当局は、現状は調査していますよね。工場地帯にある企業はどのような復興を成し遂げて、どういう設備を増設した、どういうものをつくり上げたという現状は、把握しておられるんですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

具体的にそれぞれの企業の建物の被災状況等については、全体的な部分については把握しておりますけれども、個々の生産設備等については具体には把握しておりません。償却資産については本年の1月末までに、本年課税分につきましては機械設備については既存の企業のほうからは償却資産の申告書のほうで対前年の比較という観点では課税資料としては把握しております。そういった状況でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

やっぱり調査をして、この条例に活用できるように、企業ともお互い話し合いをして。当局はそれに対する活用の方法をきちっと、お互い話し合いながら進めていくべきだというふうに思うんですけども。そういう態勢をつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

大変大事なことであるというふうに理解もし、認識もしております。過般、多賀城の工場地帯連絡協議会においても、本市としてこのような特区の認定を受けて、さらには税制的な優遇等も制度を議会の議決を得て取り組んでまいりますということは市内の各企業の代表者の方々には説明しておるところでございますが、これからも機会を設けて、そのような形で周知をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

個々に、個々の企業にそういう指導をしていかないと。連絡協議会の会議で言ったからいいというものではないです。やはりみんな、それを使えるんだなという思いを持っていると思うんです。ですから、個々の企業に、こういうのをやるので、どうだということ、そしてそれを県のほうに活用できるように進めていくということが大事だと思う。これは新たに来る企業でなく、今あるやつをどうするか。先ほど藤原議員がおっしゃるように、今ある企業に対しての恩典をもっともっと強化していくべきだと。そして、あわせて来る企業に対しても、より以上の恩典を加えていく。

それから、今、減価償却の話がありましたね。ですから、これらの固定資産税も減額免除をしていくというのであれば、少なくとも今対象になる不動産、設備等々の減価償却分についても免除方向を考えるべきではないのか。災害になった機械だけでなく、新しくこれに適用になった設備についても減価償却を免除していくというような仕組みも考えなければいけないのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

今回のこの特区の優遇税制につきましては、固定資産において土地それから建物、さらには機械、器具、設備、いわゆる償却資産についても対象となるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それらを大いに、大いに、大いにやっぱり。今復興した企業がそれぞれありますから、その実態を調べて、活用するような工夫をしてやるべきだと。これは大変重要だと思います。これが対象にならないと減価償却も免除にならないということになりますので、そういうところをきちっと精査をしてやっていただきたいと思っておりますので、再度、部長の決意をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

最終的に適用する場合、窓口は宮城県の仙台地方振興事務所となるわけですが、地元の窓口では市役所の4階の市民経済部商工観光課が窓口になります。法人企業のみならず個人事業主に対しましても、市の広報紙であったり、あるいはホームページ、あるいは各業界の団体の会合等々がございましたら、こちらのほうから積極的に出向いて、この制度について、特区の活用について、PRをさせていただく機会を持ちたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それで、裏返して、この減免したものは、復興交付金で補填されるという制度になっておりますので、国とのかかわりが出てくると思っておりますので、ここの窓口の復興庁に対して、やはり現状をきちっとしながら、拡大についても復興庁で認めていただくように、陳情なり要請することが大事だと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

そのように働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰己議員。

○16番（昌浦泰己議員）

ほとんど藤原議員、そして竹谷議員が、私質問しようとしたものが同じだったので、かぶっておるので、基本的なことだけ聞いて終わりたいと思うんですが、この復興産業集積区域、ものづくりは本年2月9日に認定、ITは本年の6月12日認定ということは、資料2の19ページの2でございます、免除の申請第3条関係、「免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに」。平たく言いましょう。平成25年度からこれは免除になる、年度で言うと。ですから、平成25年4月1日が属する年のということは、平成25年1月31日までに免除申請をしなければならぬというふうに理解するものでございまして、そうしますと29年度までこの免除が受けられるというふうに解してよろしいのかどうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいま24年度の認定ということで、早い課税年度ですと来年度の平成25年度から5年間ということで、最終年度は29年度ということ、5カ年度ですので、そのような捉え方で。（「4月1日から」の声あり）賦課期日が1月1日でございますので、ことしの認定であれば来年度課税分が課税初年度ということになります。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

ちょっと焦点がぼけた感じがしているのでもう1回お聞きしますけれども、市民経済部長は、工場連絡協議会ですか、そういう場所で固定資産税等の減免を考えていますという話をしたというんだね。問題は、市民経済部長が言ったことがから約束になる可能性があるんです。から約束というのは、従来の事業量から比べて従来の事業量以上に設備投資をやっているところはほとんどないと思うんです、私は。この震災の中で、せいぜい従来の事業規模の施設更新をやったと思うんです。そういう場合に、ここの増設に認められるか認められないかで、いわゆる固定資産税と都市計画税が減免になったりならなかったりするんです。だから、幾ら皆さんこういう制度がありますよと言ったって、設備の更新が増設に認められなかった場合には、減免にならないんです。そこの問題をきちんと捉えているのかどうかというのが私は心配になったわけ。例えば、従来の事業規模と変わらないとしても、あるいは従来の事業規模からちょっと少ないぐらいの設備更新になったにしても、ここの増設というところに該当させてもらえば、市民経済部長が皆さんに言ったように固定資産税と都市計画税が減免になるんです。そこのところで、県の地方振興事務所と、あるいは政府との間で、こういうのをきちんと救済するようにしてくれと。もしそうでなければですよ。そういうことを腹をくくってやってほしいということを行っているんです。だから、企業にアピールすれば解決する問題じゃないんです、これは。こういう制度がありますよということで。そうじゃなくて、増設に該当するようにしてほしいと、従来の事業量から縮小したような設備更新であっても増設に該当させて、減免に該当させるようにしてほしいということで頑張ってもらわなければいけないんです。再度、回答をお願いしたいんですけれども。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

既存の設備についての復旧についても認定ということ、これはなかなか難しいと思います。と申しますのは、先ほど副市長が御答弁申し上げましたように、既存施設の復旧につきましてはグループ補助制度とか公的支援制度活用という手法がありまして、これは新たにITであるとかものづくり産業で認定されたものということになりますから、御心配されておられることは、ここに本来対象になるべきものが何ら申請されない、あるいは最初からそのベースにエントリーもしないでというようなことだと思いますけれども、それらについては、先ほど竹谷議員のほうにもお答え申し上げましたとおり、できる限り周知、アナウンスを各企業、中小企業も含めてでありますけれども、対応していきたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

修理して使うような場合は、それは該当しないということでもいいと思うんです。けれども、實際上、1階の設備を全部がらっと変えざるを得なかったというような場合に、増設と認められれば固定資産税・都市計画税が減免になる、増設に認められなかったら、ならないということになるわけです。そこで、運用上、できるものであれば増設という解釈になるように頑張ることが必要ではないかということを行っているんです。どうですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

新增設ということでございますけれども、増設というこの定義でありますけれども、既存の一つの生産設備の生産能力を増加させるということでございます。その生産能力が増加した部分に係るものが対象となるものですから、これにつきましては申請、エントリーをして、それで現地に赴いて、その辺の個々の認定になるかと思えます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

今の市民経済部長の解釈だと、大半の設備更新とかをやったところが増設に該当しないで、従来の工場関係のやつは減免にならないんです、あなたの解釈だと。だから、私言っているのは、運用上で解決できるのだったら、できるだけ増設というふうに解釈してもらって減免になるように頑張ってもらいたいということを1つは言っているわけ。

それから、もう1つは、政府の解釈が厳しくてというかうるさくてというか、増設と該当しないような場合にあっては、そこの壁を突破するように頑張ってもらいたいということを言っているんです。上がこう言っているからもうしようがないんだということではなくて、そんなこといったって頑張っているのは新たに来る企業だけではないんだ、津波の被災を受けながら引き続き多賀城に戻って頑張ろうとしている企業だって大変なんだということ、私、工場連絡会の東北電機製造の社長の話も聞きましたけれども。本当に涙出てくるような話だったですよ、東北電機製造の社長の話なんか。だから、あなたのところは増設に該当しません、そういう実務的な解釈で、あなた、だからしようがないですみたいな話で済むのかというふうに私は思うんです。だから、運用でできるものなら運用で解決してほしい、基準を変える必要があるのであれば、変えるために頑張ってもらいたいということなんです。それをさっき市長に私は聞いたわけ。市長。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

これ、管轄が復興庁だと思います。ですから、復興庁のほうに、その辺しっかりと訴えてまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 76 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 77 号 多賀城市防災会議条例及び多賀城市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 13、議案第 77 号 多賀城市防災会議条例及び多賀城市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 77 号 多賀城市防災会議条例及び多賀城市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。これは災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、説明をさせていただきます。

多賀城市防災会議条例と多賀城市災害対策本部条例、2つの条例を一部改正するものでございます。これは、昨年発生しました東日本大震災における教訓、課題を受け、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 27 日に公布、施行されたことに伴い、本市の関連する条例について改正を行うものであります。

資料 1 の 19 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 条は、多賀城市防災会議条例の一部を改正するものでございます。

ここで、災害対策基本法の一部改正の中身について触れたいと思いますけれども、改正前の災害対策基本法においては、県及び市町村に置かれる地方防災会議の所掌事務として、地域防災計画の作成やその実施の推進などのほか、災害が発生した場合に災害に関する情報を収集することを同会議の主な所掌事務としておったところでございます。しかしながら、災害発生時、特に災害応急対策の段階においては、同会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、都道府県または市町村に設置される災害対策本部で一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると考えられることから、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、それから明確化が行われたというような内容でございます。

第 1 条の規定による改正、多賀城市防災会議条例の一部改正は、このことを受けまして、多賀城市防災会議条例第 2 条で規定しております防災会議の所掌事務を改めるものでございます。

次に、議案関係資料の 2 の 22 ページをごらんいただきたいと思います。

多賀城市防災会議条例の一部改正の新旧対照表により御説明をさせていただきます。

ただいま御説明しましたとおり、これまで第 2 条第 2 号では災害発生時の情報収集の事務を規定していただきましたが、法の改正趣旨にのっとりまして、改正後の条例では、第 2 号で「市長の諮問に応じて多賀城市の地域に関する防災に関する重要事項を審議すること」、第 3 号で「前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること」とし、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務として追加するものでございます。

また、第 3 条第 5 項で防災会議の委員構成を規定してございますが、これも災害対策基本法の改正趣旨にのっとりまして、防災会議への多様な主体の参画を図るという観点から、第 9 号として「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者」を追加したものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。23 ページでございます。

第 2 条の規定による改正。多賀城市災害対策本部条例の一部改正に係る新旧対照表により御説明をさせていただきます。

市町村災害対策本部につきましては、これも改正前の災害対策基本法の話になりますけれども、都道府県災害対策本部と同一の規程に規定されておりまして、改正前の災害対策基本法では第 23 条のところに都道府県と市町村の災害対策本部に関する規定を定めておりました。先ほど御説明したとおり、防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直しと明確化に関連しまして、新たに災害対策基本法第 23 条の 2 として別個に規定されたことに伴いまして、市町村災害対策本部に関し必要な事項を条例で定めると規定している同法の引用部分の条番号を改めたというものでございます。

次に、資料 1 の 19 ページにお戻りいただきたいと思います。

今回の改正条例の施行期日でございます。これにつきましては、公布の日から施行するというふうにさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

今の御説明によりますと、国の災害対策基本法改正によって本市もこの条例を改正するという御説明でありました。そこでなんですが、資料 2 の 22 ページの (9)、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を加えたということでありました。今までの条例を見ますと、前各号に掲げる者を除くほか、市長が特に必要と認めた者という条文が消えて、こういうふうになって、この条文になったようでありました。それで、このように変わった背景の中に、私、前回の議会で女性の登用をということでお話ししていましたが、これは可能性が広がったということであってよろしいのかということが 1 点です。

あと、例えば自主防災組織を構成する者とか学識経験のある者、学識経験の方は大体わかりますけれども、組織を構成する者というのはどういう者をイメージなのか、具体的にもう少し教えていただければと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

いつの議会にでしたか、そのような御質問があったということで記憶してございました。それで、今の御質問なんですが、ここでは「略」という形で 9 号のしたに 10 号がありまして、それは前の条例のまま、そのまま 10 号になったということでございますので、1 つは、9 号の中で自主防災組織を構成する者というのは、多賀城市であれば、各地区の自主防災組織の例えば代表の方を委員に加えましょうというふうな形が考えられようかと思えます。それから、学識経験ですけれども、これにつきましては、例えば大学の先生であったり、あるいは NPO 組織の代表の方であったり、あるいは NGO の方であったりという者が想定されようかと思えます。

それから、前回の質問にありましたように、ここでは多様な主体の参画を法改正の趣旨ということにしておりますので、もうちょっと 10 号の解釈を広げた形で防災会議のメンバーとして加えることも可能であろうと思っております。

○議長（板橋恵一）

松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

実は、私もそう思っていたんです。今の御説明によりますと、自主防災組織を構成する者というのは、各行政区の防災組織の代表となれば、ほとんど男性だと思いますし、学識経験者となれば、やっぱりこれも男性かなというふうに思います。ですから、むしろもったように「市長が必要と認める者」というのが入っていたほうがよかったのかなと思いましたが、それは自由だという御説明でありましたので、納得いたしました。

それで、市長が必要と認めた者という中で今後女性を登用していく方向で考えるという前回の御答弁があったかと思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

実は、現在の防災会議のメンバー、これは全体で22名でございます。条例で定めている定数が30名でございます。まだ、その間にすき間があるといいますが、そういった解釈も成り立とうかと思えますけれども、いずれ現在のメンバーにつきましては、それぞれの例えば国の機関の代表の方であったり県の機関の代表の方であったりという形が構成メンバーになっております。先ほどの繰り返しになりますけれども、今回の震災を踏まえた経験なり課題なりというもの明らかにしたゆえに防災対策基本法の改正があったわけですので、それらの趣旨に合致する形で市町村の防災会議の構成につきましても今後考えていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

松村敬子議員。

○11番（松村敬子議員）

今、女性の登用ということを考えている方向でいいんですかということで、この9には当てはまらないと思いますが、10の中ですね、ということ聞いたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

済みません、私の答弁では、それらも含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

松村敬子議員。

○11番（松村敬子議員）

前向きに検討されるという方向で解釈させていただいております。

では、どのようにして女性を登用していくかということに関しまして、これは提案なんですけれども、兵庫県の三木市というところで、今回新しく30人のやはりここも定員、全国的にそうなっているのか、ちょっと私不勉強でわかりませんが、やはり30人の定員の中に女性8人を新しく防災会議の構成委員として登用したという記事が載っております。30名のうち8人を新しく女性を登用したんですが、そのうち4人は公募したということです。あとの4人は民間団体から女性4人を登用して、合計8人と、そういう例も載っています。やはり私、公募というのはすごくいいのかなと思います。公募して、応募されるくらいの方は意識も高いですし、それだけの勉強もされている方であると思いますので、本市におきましても、今後、女性委員を登用する際には、そのような方式も考えられたらいいのかなと思いますので、御提案させていただきますが、いかがでございますか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

提案はしっかりと受けとめさせていただきまして、いずれ防災計画の見直しの場面というのは必ず参りますので、そういった場面で。先ほども申し上げましたように、今回の被災を経験として、いろいろな課題なり問題なりが浮かび上がったわけです。今までのような一方的な視点だけではなくて、さまざまな角度から、今後どうあったらいいのか、あるいは住民の方々が見ずから行動できる部分がないのかどうか、そういった部分も含めて防災計画を見直ししていかなければならないと思っておりますので、そういった観点からも女性の視点というものも非常に大切であろうと思っておりますので、その辺をしっかりと考えてまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 77 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15 分間の休憩といたします。

再開は午後 4 時といたします。

午後 3 時 45 分 休憩

午後 4 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 15 議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 14、議案第 78 号 平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について及び日程第 15、議案第 79 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての平成 23 年度多賀城市各会計決算の認定についてを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 78 号の平成 23 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定については、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また議案第 79 号の平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

次に、一般会計及び各特別会計について、会計管理者の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（永澤雄一）

それでは、平成 23 年度多賀城市一般会計及び特別会計決算の概要について説明申し上げます。

お手元の資料 3 の 1、2 ページを見開きの状態で御用意願います。

平成 23 年度多賀城市会計別決算総括表により説明いたします。

初めに、一般会計について説明申し上げます。

予算現額 A 欄でございます。412 億 7,914 万 5,845 円に対し、B 欄、歳入決算額は 392 億 6,985 万 2,825 円。予算現額に対する収入率は、2 ページの右から 2 列目になりますが、95.13%でございます。

C 欄、歳出決算額は 375 億 3,071 万 6,185 円、予算現額に対する執行率は、2 ページの右端の列になりますが、90.92%でございます。

D 欄、差引残額は 17 億 3,913 万 6,640 円となり、備考欄記載のとおり、繰越事業費繰越額が 4 億 881 万 7,878 円、基金繰入額が 6 億 7,000 万円、翌年度繰越額として 6 億 6,031 万 8,762 円とするものであります。

次に、国民健康保険特別会計決算につきましては、予算現額 63 億 4,969 万 3,000 円に対し歳入決算額は 64 億 37 万 7,620 円で、収入率は 100.80%でございます。

歳出決算額は 61 億 5,616 万 2,992 円、執行率は 96.95%でございます。

差引残額は 2 億 4,421 万 4,628 円となり、基金繰入額が 1 億 5,000 万円、翌年度繰越額として 9,421 万 4,628 円とするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計決算につきましては、予算現額 3 億 6,604 万 8,000 円に対し歳入決算額は 3 億 5,747 万 6,020 円、収入率は 97.66%でございます。

歳出決算額は3億5,647万9,917円、執行率は97.39%でございます。

差引残額は99万6,103円となり、全額翌年度繰越額とするものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、予算現額31億9,549万5,000円に対し歳入決算額は31億2,876万7,350円、収入率は97.91%でございます。

歳出決算額は29億403万4,823円、執行率は90.88%でございます。

差引残額は2億2,473万2,527円となり、全額基金繰入額とするものであります。

次に、下水道事業特別会計決算につきましては、予算現額44億8,663万8,463円に対し歳入決算額は38億185万7,275円、収入率は84.74%でございます。

歳出決算額は35億5,771万6,654円、執行率は79.30%でございます。

差引残額は2億4,414万621円となり、繰越事業費繰越額が2億3,849万4,670円、翌年度繰越額として564万5,951円とするものであります。

一般会計、特別会計の合計、下の欄でございますが、予算現額556億7,702万308円に対し歳入決算額は529億5,833万1,090円、収入率は95.12%でございます。前年度決算額との比較を申し上げますと、平成22年度決算では老人保健特別会計を含んでおりました、その老人保健特別会計を除いた金額で比べます。一般会計から下水道事業特別会計までの5会計合計比較で、209億9,553万5,469円、率にして65.69%の増となりました。

一方、歳出につきましては、歳出決算額が505億511万571円、執行率は90.71%でございます。前年度の決算額との比較では、194億8,800万5,146円、率にして62.83%の増となりました。

次に、資料5の92、93ページを御用意願います。

こちらは公有財産総括表でございます。この表には、1.土地及び建物、2.その他の財産について集計して記載しております。

次の94ページから97ページでございます。土地・建物について、それぞれの使用目的の区分に応じ記載しております。

また、98ページから106ページでございますが、物権、無体財産権、出資による権利及び物品について記載しております。

次の107ページから109ページにつきましては、債権及び基金について記載しております。

最後の110ページにつきましては、土地開発基金の運用状況報告書を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上をもちまして、平成23年度一般会計並びに各特別会計の決算について、その概要を説明申し上げます。詳細につきましては、主要な施策の成果に関する報告書等によりまして関係課長等が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

次に、水道事業会計について、水道事業管理者の説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、引き続きまして議案関係資料 3 の 31、32 ページをお開き願います。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計決算の概要について、決算報告書に基づき御説明を申し上げます。

初めに、説明の仕方でございますが、32 ページ左端の予算額、合計欄、隣の決算額、その隣の予算額に対する決算額の増減欄の順番で説明をいたします。

初めに、(1) の収益的収入及び支出の方から御説明申し上げます。

収入では、第 1 款水道事業収益、予算額合計 15 億 6,077 万 2,000 円、決算額 15 億 8,964 万 7,399 円で、予算額に対しまして 2,887 万 5,399 円の増額となっております。なお、収入率は 101.85%でございます。

次に、支出では、第 1 款水道事業費用、予算額合計 16 億 9,113 万 4,000 円、決算額 16 億 8,453 万 2,802 円であります。繰越額につきましては 24 年 6 月議会におきまして地方公営企業法第 26 条第 2 項の規定に基づき報告させていただきましたが、雨水管渠修繕工事等として 325 万 5,000 円を 24 年度に繰り越ししておりますので、不用額につきましては 334 万 6,198 円となり、執行率は 99.61%でございます。

なお、31 ページ、表の一番下に注記してございますが、収益的支出の営業費用で、災害復旧費の財源として企業債 810 万円、政府事業債を借り入れしております。

次のページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第 1 款資本的収入、予算額合計 2 億 229 万 4,000 円、決算額 1 億 3,951 万 8,077 円で、予算額に対しまして 6,277 万 5,923 円の減額となっており、備考欄に記載のとおり、第 1 項企業債 180 万円、第 5 項工事負担金 4,474 万 5,000 円、第 6 項補助金 1,646 万 7,000 円、それぞれ財源額合計として 6,301 万 2,000 円を 24 年度へ繰り越ししておりますので、収入率は 68.97%となっております。

次に、支出では、第 1 款資本的支出、予算額合計 6 億 7,716 万 3,600 円、決算額 5 億 8,129 万 2,798 円であります。なお、翌年度繰越額につきましては 6 月議会におきまして地方公営企業法第 26 条の規定に基づき報告してございますが、森郷配水池配水管改良工事等 3 件で 9,320 万 6,700 円を 24 年度に繰り越ししておりますので、不用額につきましては 266 万 4,102 円となっており、執行率は 85.84%でございます。

次に、資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填財源について御説明いたします。

表の下、欄外に記載してございますが、これは別途積立処分する水資源開発負担金を除いた額 4 億 4,410 万 5,847 円が不足する額となります。これを補填する財源としまして、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額としまして 1,188 万 7,531 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 6,869 万 9,981 円及び減債積立金 2 億 6,351 万 8,335 円で補填しております。

続きまして、35 ページをお願いいたします。

平成 23 年度多賀城市水道事業損益計算書でございます。

先ほど説明させていただきました収益的収入及び支出から消費税及び地方消費税を差し引いた税抜き経理の結果、このページの下から3列目右端に記載のとおり、23年度は1億691万2,807円の当年度純損失となっております。下から2列目の前年度繰越利益剰余金3億957万304円をもってその損失を補い、結果として当年度末処分利益剰余金は2億265万7,497円となっております。

次に、36ページをお願いいたします。

この表の3の平成23年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、これはさきの議員説明会において御説明させていただきましたが、地方公営企業会計制度の見直しにより、議決により処分するとしたものでございます。なお、平成23年度決算は純損失となったことなどを考慮し、地方公営企業法第32条の規定に基づく減債積立金への処分は行わないこととし、2億265万7,497円全額を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すという内容でございます。

以上が平成23年度多賀城市水道事業会計決算の概要でございます。詳細につきましては、決算関係資料等により関係課長等が御説明申し上げますので、御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(板橋恵一)

この際、監査委員から監査の報告を求めます。監査委員。

(監査委員 菅野昌治登壇)

○監査委員(菅野昌治)

お手元の資料6の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度の各会計決算及び基金運用状況について審査をしたので、その概要について御報告いたします。

初めに、一般会計、特別会計決算及び基金運用状況については、市長から審査に付された決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書が法令に基づいて調製されているか、また計数は会計管理者及び関係部局の所管する諸帳簿、証票書類と符合しているかを照合するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業は経済的かつ効果的に行われているか、また基金については設置目的に沿って効率的に運用されているかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

審査の結果、審査に付された一般会計、特別会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、適正に表示しているものと認めました。

次、61ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計、特別会計の決算内容について見ると、決算規模は、歳入で529億5,833万1,090円、歳出で505億511万571円となっております。

次に、決算収支を見ると、一般会計では、形式収支17億3,913万6,640円、実質収支13億3,031万8,762円、単年度収支12億2,872万3,479円、実質単年度収支19億6,909万5,749円の黒字となっております。

特別会計でも、形式収支 7 億 1,408 万 3,879 円、実質収支 4 億 7,558 万 9,209 円、単年度収支 3 億 7,939 万 5,941 円、実質単年度収支 2 億 764 万 2,251 円の黒字となっています。いずれも大幅な黒字となっていますが、震災復興特別交付税が 34 億 9,703 万 8,000 円も投入されていることなど、市のみならず国を挙げて歳入歳出両面において被災者支援、東日本大震災からの復旧・復興を目標とした極めて大規模かつ緊急的な措置がとられたことによるものであります。

財政構造の弾力性を見るために財政状況を普通会計において分析すると、財政力指数は平成 17 年度から年々上昇していましたが、平成 22 年度から低下に転じ、平成 23 年度はさらに 0.008 ポイント前年度を下回っています。また、経常収支比率、公債費比率も平成 17 年度をピークに改善傾向を示していましたが、そのうち経常収支比率は平成 22 年度に 2.7 ポイント低下したものの平成 23 年度に 23 ポイント上昇し、120.1%となっており、目安とされる 80%からは大きく超えています。これは、景気の冷え込みによる義務的経費の増大、特に扶助費の増加といった背景が依然として継続していることに加え、歳入において市税の収入が東日本大震災に起因する課税免除、減免等により大幅に減少した一方、その減収分に対し交付された震災復興特別交付税がその性質上、臨時的歳入に分類されていることなどが大きく影響しているものです。

東日本大震災は未曾有の被害をもたらしましたが、その混乱の中にあっても多岐にわたる震災関連の事業に取り組んでいます。被災車両及び震災瓦れきの早期撤去、震災瓦れき中間処理施設の早期稼働、市独自の施策である一部損壊家屋に対する補助金制度や被災事業者再建支援事業の実施、震災関連事業の早期対応のための数度にわたる補正予算の編成、財源を確保するための基金の再編などが上げられます。また、組織体制も柔軟に改編して、多賀城市震災復興計画を迅速に策定しました。これらの取り組みは、東日本大震災から一日も早い復旧・復興を成し遂げようとする強い意志のあらわれであり、評価すべきものであります。そして、それらの取り組みにより、その目的が早期に達成されることを期待するものであります。

しかし、本市の財政状況は、市税の落ち込みなどにより大変厳しいものになっている状況には変わりはなく、今後もさらに事業の選択と集中により適切かつ効果的に事務事業が推進されることを期待するものであります。

また、平成 23 年度末の市債残高は約 223 億円で、前年度末より約 8 億円増加しており、これも東日本大震災の起因することとはいえ、大いに懸念されるところであります。

次、63 ページをごらんいただきたいと思います。

次に、平成 23 年度の水道事業会計決算について、審査の概要について御報告いたします。

市長から審査に付された決算書及びその附属書類が営業成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係帳簿、証票書類と照合するとともに、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

審査の結果、審査に付された水道事業会計決算書及びその附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。

次、76 ページをお開きいただきたいと思います。

当年度の事業収益は 15 億 1,834 万 5,601 円であり、前年度に比べ補助金、固定資産売却益などが増加しましたが、給水収益、他会計補助金などが減少したことにより、3 億 4,010 万 1,944 円の減となっています。

一方、事業費用は 16 億 2,525 万 8,408 円であり、前年度に比べ原水及び浄水費、総掛かり費などが減少しましたが、配水費、減価償却費などが増加したことにより、25 万 6,555 円の増となっています。

その結果、当年度は 1 億 691 万 2,807 円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金 3 億 957 万 304 円から差し引いた当年度末処分利益剰余金は 2 億 265 万 7,497 円となりました。

水需要について見ると、ここ数年、減少傾向であり、平成 23 年度は東日本大震災の影響もあり、給水戸数、大口需要者も減少しているため、総配水量も減少しています。さらに、東日本大震災による水道料金の減免などの影響もあり、給水収益は 13 億 6,485 万 7,630 円で、前年度と比べると 3 億 2,658 万 8,440 円の大幅な減となっています。依然として厳しい経済情勢が続く中ではありますが、給水収益は水道事業収益の根幹をなすものであり、負担の公平の観点からも引き続き水道料金収納率の向上に努めていただきたいものがあります。

なお、新田簡易水道跡地を売却処分し遊休資産の有効活用を図るなど経営の効率化に努めたことは、評価するものであります。

平成 23 年度には本市の水道事業の基本構想となる多賀城市水道ビジョンが策定されています。このビジョンに基づき、引き続き市民のライフラインとしての重要性を認識し、さまざまな課題を整理しながら事業の安定経営を図るため、的確な事業計画や資金計画の構築、コスト意識の徹底、事業執行の一層の効率化等、経営の合理化に十分配慮し、水の安定供給に努められ、健全な企業運営に一層努力されるよう望むものであります。

次、62 ページを開いていただきたいと思います。

終わりに、日本経済回復はこの震災によりますます遠のいてしまい、依然として厳しい財政状況であることから、今まで以上にコスト意識の徹底と事業の適正な執行を図るとともに、債務の減少に向けた取り組み及び資産の管理体制の総点検を行い、健全な財政運営に努め、さらなる行財政改革の推進を望むものであります。

以上が平成 23 年度決算審査結果の概要であります。

なお、詳細につきましては、お配りしている平成 23 年度多賀城市各会計決算及び基金運用状況審査意見書をごらんいただきます。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。議案第 78 号及び議案第 79 号の平成 23 年度多賀城市各会計決算の認定については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、18人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員18人を指名いたします。

日程第16 報告第9号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第17 報告第10号 平成23年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第16、報告第9号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第17、報告第10号 平成23年度決算に基づく資金不足比率についての2件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第9号の平成23年度決算に基づく健全化判断比率については地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、また報告第10号の平成23年度決算に基づく資金不足比率については同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、22ページをお開きください。

ここに記載の健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額が赤字の場合に比率が表記されることとなりますが、本市におきましては実質収支額が黒字となったため、算定されておりません。

次に、実質公債費比率は9.5%、将来負担比率は16.1%となり、それぞれの比率において早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている状況であります。

続きまして、23ページをお願いいたします。

資金不足比率に関しましても、下水道事業及び水道事業とも資金不足が生じなかったことから、算定されておりません。

次に、昨年度との比較について御説明いたしますので、資料7の2、主要な施策の成果に関する報告書その2を御用意ください。

それでは、その2の309ページをお開きください。

総務省から示されました算定式に基づいて算出した値は黒字決算であるためマイナス表示となりますが、1行目の実質赤字比率がマイナス11.31%、前年度がマイナス0.87%。4行目の連結実質赤字比率がマイナス22.06%、前年度がマイナス10.56%。それから、資金不足比率につきましては、下から6行目の水道事業会計でマイナス54.72%、前年度がマイナス58.81%。下から3行目の下水道事業特別会計でございますが、これは0.00%、前年度がマイナス0.05%ございました。

続きまして、310ページをごらんください。

実質公債費比率でございますが、1行目でございます、9.5%と昨年度の9.7%に比べて若干の改善となっております。

次に、下から5行目の将来負担比率におきましても16.1%と昨年度の17.1%に比べ若干の改善となっております。

ただいま御説明申し上げました健全化判断比率並びに資金不足比率の算定に用いた数値やその具体的な算定方法につきましては、306ページ以降に記載してありますので、これらを御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、監査委員から監査の報告を求めます。監査委員。

（監査委員 菅野昌治登壇）

○監査委員（菅野昌治）

資料6の91ページ、94ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度の財政健全化及び経営健全化について審査をしたので、その概要について御報告いたします。

市長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

その結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

まず、財政健全化について見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じなかったため、比率は算出されておられません。

また、実質公債費比率は9.5%、将来負担比率は16.1%となり、早期健全化基準と比較すると、いずれも下回っております。

次、94ページをお開きいただきたいと思います。

次に、経営健全化について御報告いたします。経営健全化の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計ともに資金の不足が生じなかったため、比率は算出されませんでした。

以上が平成23年度健全化審査結果であります。

○議長（板橋恵一）

以上で報告を終わります。

日程第 18 広報特別委員会の設置について

○議長（板橋恵一）

日程第 18、広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、議会の活動状況を広く市民に公開し周知するため、調査研究を進め、さらに議会広報紙の編集・発行を行うため、委員会条例第 6 条の規定により、6 人の委員をもって構成する「広報特別委員会」を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、6 人の委員をもって構成する「広報特別委員会」を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において、戸津川晴美議員、江口正夫議員、伏谷修一議員、米澤まき子議員、阿部正幸議員、昌浦泰巳議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 6 人の諸君を広報特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 9 月 13 日から 9 月 24 日までは休会といたします。

来る 9 月 25 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 45 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 9 月 12 日

議 長 板 橋 惠 一

署名議員 戸津川 晴 美

同 江 口 正 夫